

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			/
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料購入費	金 額	264,660円
内 容	JAMP（時事行財政情報） 令和5年4月1日～令和5年6月30日 月額（IDライセンス14個、議員団事務局1個88,000）×3カ月分		
支 払 先	株式会社 時事通信社	支払年月日	令和5年4月20日
備 考	内 振込手数料 660円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料)
 預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料)

ご依頼日 年 月 日
 お指定振込日 05 04 20 年 月 日
 お方振込法 電信

お振込先
 カ) シ) シ) ツウ シン シヤ
 お受取人
 おなまえ (株) 時事通信社 様へ

当信銀信農の
 庫金行組協他
 預金種目 普通貯蓄 口座番号
 金額 7,264,000 円
 振込手数料 660 円
 手数料区分 1 都度
 1-フリコ 2-サキフ
 3. 後収 (一) 6. 別収

振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
 電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
 やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 涉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

ご利用くださいましてありがとうございます。
 今後ともよろしくお願い申し上げます。

但陽信用金庫

為替070(2)

フリガナ
 ソウセイカコカ 7
 おでんわ
 (市外局番) (市内局番) (番 号)
 079 427 9394
 おなまえ 創生加古川 様から
 おところ 加古川市加古川町北在家2000



〒675-8501
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市議会 創生加古川
大野 恭平 様
お客様番号 [redacted]

領収証

加古川市議会 創生加古川
玉川 英樹 様
領収金額 264,000円
(消費税等 24,000円を含む)
期 間 令和 5年 4月 1日~令和 5年 6月 30日

領収日
領収番号 4024639



▼この件についてのお問い合わせ先
姫路支局 (TEL:079-223-3135)

種類	配信先 (敬称略)	数 量	月 額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報モニタ) 議員団事務局	加古川市議会 創生加古川 玉川 英樹	1	10,000	3	30,000
		14	70,000	3	210,000
		10%	【対象金額】		240,000
			【消費税等】		24,000

上記の通り領収いたしました。

〒104-8111
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社 時事通信
代表取締役 克彦
電話 03(6220)1111 番代 [redacted]

時事通信
株式会
社印

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			2
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料購入費	金 額	2,860円
内 容	書籍 「地方公共団体 歳入歳出科目解説」 2,860円		
支 払 先	(株) ぎょうせい	支払年月日	令和5年4月24日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名
創生加古川

様

お問い合わせ番号
[Redacted]

金額
2,860

内消費税額
260

受取人
株式会社ぎょうせい

振込先
銀行 [Redacted]

カギ印
[Redacted]

受領印

収入印紙貼付欄
(C.V.S 専用)

23.4.24
[Redacted]

(お客様控)

請 求 書

東京都江東区新木場1丁目18番11号

創生加古川

様 令和 5 年 4 月 17 日

下記のとおりご請求いたします。

株式会社きょう

代表取締役 成吉 弘
社 長

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。(10%)

ご請求額
¥2,860.-

お得意様No.
(請求No) (304123186)

お支払は令和 5 年 6 月 1 日までにお願いします。

品 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説		1	2860	2860	

(振 込 先) 銀行 (001)

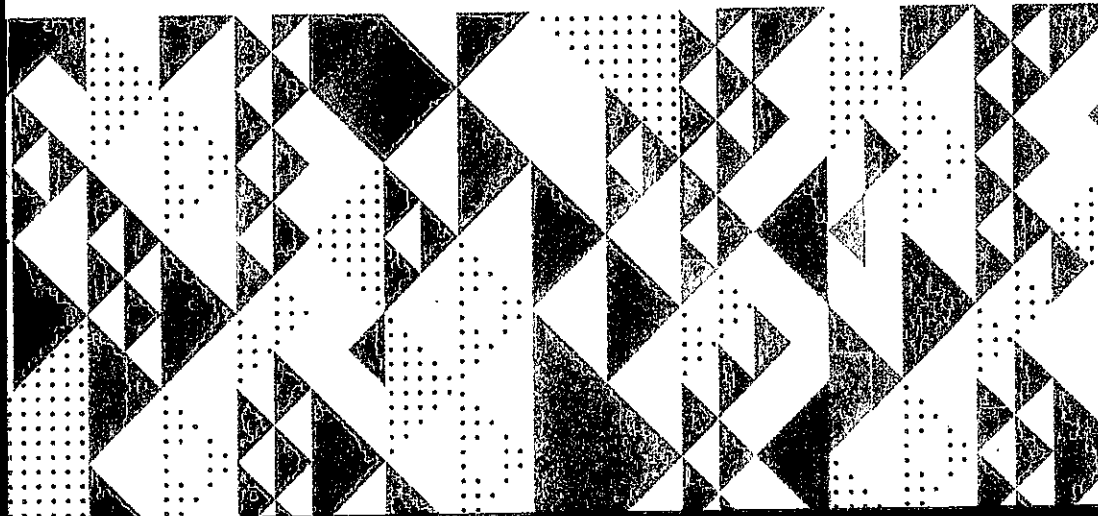
01230045494
(18)

(要打撃項目) 304123186

九訂

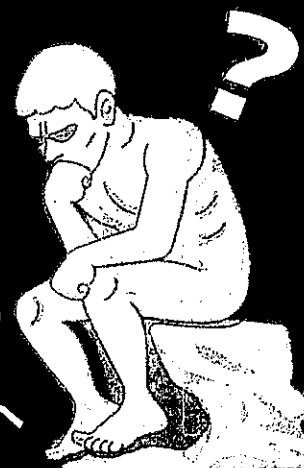
地方公共団体 歳入歳出科目解説

月刊「地方財務」編集局・編



シリーズ累計30万部!!

公共施設で使用する
「ハンドソープ」は何費?



きょうせい

▶▶▶▶ 答えは裏側へ

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			3
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料作成費	金 額	22,020円
内 容	コピー機使用料 令和5年 3月分		
支 払 先	キャノンマーケティングジャパン (株)	支払年月日	令和5年4月24日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

2023年03月27日

創生加古川 代表 玉川 英樹 御中

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2023年04月24日

お引落口座：信用金庫

支店

お客様番号：
請求書No.：73218425
締日：2023年03月分
ご請求額（税込）：¥22,020-

契約書No.	設置先名	加古川市議会	創生加古川					
製品名	IR-ADV65535F	シリアルNo.	XUV12331	請求期間	2023/02/24～2023/03/24	伝票No.	KE000123177142	
		今回値	前回値	控除数	ご使用数			
	1	カラーコピー	10,460	10,270	1	189		
	2	カラープリント	56,485	54,715	17	1,753		
	3	ブラック	108,508	106,529	19	1,960		
品名	カウンター保守料金				数量・月数	単価	金額	
	1	カラーコピー		1	～	189	10.00	1,890
	2	カラープリント		1	～	1,753	9.00	15,777
	3	ブラック		1	～	1,960	1.20	2,352
(ミニマム 1,000ヶ付/月含む)								

(ミニマム 1,000円/月含む)

＜各種サービス料金合計＞	料金合計（税抜）	20,019
	(10%対象)	20,019
	消費税等	2,001
	ご請求額合計	22,020

#…非課税または免税／*…軽減税率対象品目／X…全額ご入金済／レ…一部ご入金済

Canon

領収証

発行日：2023年04月27日

領収証No.：230400253399

創生加古川 代表 玉川 英樹 御中

¥22,020-

但し 各種保守サービス料金として

上記の金額正に領収いたしました

2023年04月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



				代 表 者	経理責任者
					
支 払 伝 票					経理番号
					4
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度		
項 目	研修費	金 額	146,660円		
内 容	地方議員研究会 人口減少社会・地方創生特別研修（令和5年4月27日～28日） 参加議員：木谷万里・織田正樹				
支 払 先	一般社団法人CKセミナー	支払年月日	令和5年4月27日		
備 考	(内) 振込手数料 660円				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）					

☐ 現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料)
☒ 預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料)

ご依頼日 年 月 日

お指振定日 05 04 20 年 月 日
お方振込法 電信

当信銀信農協他
庫金行組協他

支店

お振込先

お受取人

フリガナ イッハニシヤタニホウ
シニCKセミナー

おなまえ 一般社団法人CKセミナー 様へ

預金種目

普通当貯
通座蓄他

口座番号

種目

1-フリコミ
2-サフリ

金額

十億 百万 千 円
60,000

振込手数料
4660 円

手数料区分

1. 都度
3. 後取(一括)
6. 別取

- 振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 渉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

お振込手数料には
消費税が含まれています。

ご利用くださいましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

但陽信用金庫



受付

為替070(%)

領収証

2023 年 4 月 27 日

創生加古川 様

★ ¥60,000

但 4/27 14時～ 人口減少に勝ち抜く戦略
4/28 10時～ 人口減少と共存する方策
2名様 研修会受講代として

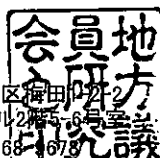
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田2-2-2
大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-678





出張調査研修報告書

令和5年5月12日

市議会議長様

会派名 創生加古川

出張者氏名 木谷 万里

織田 正樹



印

印

印

日程 令和5年4月27日 ～ 令和5年4月28日

視察先 地方議員研究会 人口減少社会・地方創生特別研修 福岡県博多市

視察（調査）事項

① 人口減少に勝ち抜く戦略 ②人口減少と共存する方策

牧瀬 稔 関東学院大学 法学部 地域創生学科教授

復命事項（所見及び感想）

別紙のとおり

出張に伴う経費の精算

前渡金額 146,000円

精算額 146,000円 過不足額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

出張調査届

令和5年4月7日

市議会議長様

会派名 創生加古川

代表者 玉川 英樹



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

織田 正樹、木谷 万里

調査都市名及び調査内容

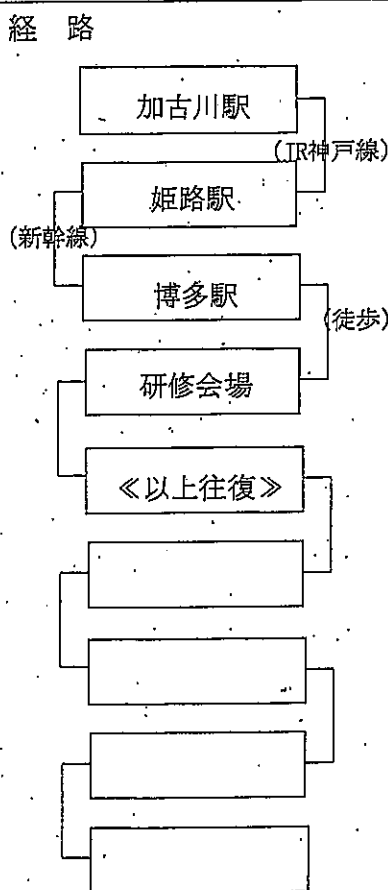
研修先：地方議員研究会（福岡市博多区博多駅東1丁目16-14）

日程：令和5年4月27日（木）～4月28日（金）

研修内容：人口減少対策・地方創生 特別研修

出張期間 令和5年4月27日（木）～4月28日（金）（2日間）

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 14,000 円 × 1 日分)	14,000 円	
	鉄 道 賃 (8,910円 × 2)	17,820 円	
	急行料金 (5,290円 + 5,890円)	11,180 円	
	航 空 賃 ()	円	
	車 賃 ()	円	
	船 賃 ()	円	
	出席者負担金 (受講料 15,000円 × 2)	30,000 円	
	そ の 他 ()	円	
	合 計	73,000 円	



※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※73,000円×2名＝146,000円

地方議員研究会

人口減少対策・地方創生特別研修

4月27日 14:00～16:30

人口減少に勝ち抜く戦略(人口の維持・増加)

- ・勝ち残る基本戦略
- ・地域ブランド
- ・シティプロモーション

4月28日 10:00～12:30

人口減少と共存する方策

- ・関係人口、活動人口
- ・地域活性化
- ・公民連携

【講師】

関東学院大学法学部地域創生学科

牧瀬 稔 教授

(東大和市、西条市、岩手県北上市等の自治体の政策アドバイザーとして関わる)

【人口減少に勝ち抜く戦略(人口の維持・増加)】

～人口の維持や増価を目指した施策は何か～

① 地方創生とは

- ・地方自治体の目的は何か
 - 自治体(加古川市)の目的は、住民の福祉の増進にある。
 - *住民＝住んでいる人
 - *福祉＝住民の幸福感を増進させること welfare

・地方創生とは

まち・ひと・しごと創生法…P9

(目的)急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかける……

まち・ひと・しごと創生本部…人口減少の克服、地域経済の活性化

・地方創生の目標…人口減少に歯止めをかける

- ・人口の維持(増加)を目指す
- ・人口減少を前提とした政策

- ・政策目標…2060年の人口目標を1億人とし、想定値の8,600万人より1,400万人の増加を目指す。しかし、その達成が難しく、次の国調査の結果が出る2027年(9年目)に終わるのではないか。

・人口減少時代の政策

自治体は人口の維持・増加を、減少速度を落とすことを前提とし施策を進めている。＝人口を奪い合う競争をしているにすぎない。

- ・国の言うとおりに踊ってしまい、その結果、自治体衰退・崩壊に進んでしまわない様に「踊らされるふりをして踊る」ことが重要。

② 日本の将来人口推計

- ・人口減少は2008年より始まり進行しており2050年には1億人を切る見込み。
- ・都市圏では人口増加、地方都市では人口減少が進行する一方、地方都市の合併・統合が必要となる。(鳥取県と島根県)、(青森県・秋田県・岩手県・山形県)

③ 人口減少を勝ち抜く視点

「自治体間競争」

◎メインターゲット(対象者)を決定

◎どこから獲得するか(対象地域)を明確に

・自治体を「経営」という視点に立つと、自治体経営は「住民の創造」であり、多数の住民の中で、ターゲットをしぼり、リピーター(Uターン)を増やすことが重要。

- ・人口(住民)を増やす取り組み

自然増加

① 出生数の増加

既婚者にもう一人以上多く生んでもらう

独身者に結婚してもらう

② 死亡者数の減少

高齢者に元気で長生きしてもらう

不慮の事故や悪性新生物、自殺等を少なくしていく

社会増加

① 既存住民

転出を抑制・家を買わせる(住宅ローン補助・現金支給)

② 潜在住民

転入を促進

高齢者の転出促進(高齢者から税金を取る)

転入促進事例

- ・奪う地域を明確に(戸田市の事例)

引っ越してくる人が多い地域(板橋区、北区)を明確にし、その地域に絞りシティセールスを実施

・奪う対象者を明確に…ターゲットを絞る(流山市の事例)

持ち家+既婚者+DEWks(1,000万円以上の収入)に対象層を絞り、開発許可条例により開発許可を敷地面積 135 m²以上に設定。

「母になるなら流山市」

その他の事例

・西条市…リコー・ジャパン㈱との ICT 教育の推進

・明石市…金券を配る

・浜田市…社旗復帰促進センターの誘致

メインターゲットを絞っています！→子育て世代です！

×みんなと一緒にやないか もっと絞りましょう K 市

④ シティプロモーションとは何か

自治体の「営業」＝都市・地域の売り込む事である。

プロモーションは手段であり、目標(目的)でない。市の存在を認知(attention)してもらうことが重要、認知してもらうことが移住につながる。

⑤ 本来はブランド→セールス・プロモーション

〇〇〇で一番、〇〇〇で初めてという文言が注目をひく

ブランド＝差別化・違いづくり→セールス・プロモーション

何を売るのかを明確にし、そのターゲットを絞りプロモーションする。

【人口減少と共存する方策】

～人口が減っていく中でどうするのか～

① 地域活性化の事例

交流人口の増大＝観光振興

観光庁

定住人口 1 人当たりの年間消費額を 125 万円とすると、定住人口 1 人＝外国人旅行者 8 人＝国内旅行者(宿泊) 25 人＝国内旅行者(日帰り) 80 人にあたる。

1) 境港市:水木しげるロード

目標の共有化＝行政・事業者・地元住民

- ・鬼太郎と妖怪を利用した一点突破
- ・リピーターの創造
- ・担当者が長期間変わらない

2) 徳島県上勝町:葉っぱビジネス

・人口減少、高齢化に対応した高齢者が活躍できるビジネスとしてスタート

3) 宇都宮市:餃子

4) 川崎市:産業観光(工場夜景)

5) 長野県阿智村:天空の楽園ナイトツアー

6) 五所川原市:地吹雪体験ツアー

7) 横須賀市:海軍カレー

8) 向日市:激辛商店街

9) 相模原市:レトロ自販機

・地域活性化の原則は、「無い物ねだりでなく、或る物さがし」である。

・先進事例≠成功事例とは限らない。

失敗事例もあるので、成功か失敗かを把握し、失敗事例を反面教師とする。

成功の過程を検証する事が重要で同じ担当者が続けて担当することが重要。

小さなやかん→すぐ結果が出ない

大きなやかん→10 年スパンでやる

② 地域ブランドとは何か

ブランドとは、差別化(違いづくり)という意味があり、選ばれる可能性が高まる。

○地域ブランド＝地域イメージ

- ・古本屋街と言えば→神田神保町
- ・中華街と言えば→横浜・神戸
- ・富士宮と言えば→焼きそば
- ・宇都宮と言えば→餃子

○地域ブランド(狭義)小田原のかまぼこ、大間まぐろ
地域ブランド戦略とは、○○○と言えば◎◎◎を構築する事。

- ・100人乗っても壊れない…
 - ・止められない止まらない…
 - ・お、ねだん以上…
- 等

③ 地域イメージ構築の重要性

地域ブランドの成功が自治体を潤すことに繋がらない、「地域が潤うようにブランド化していく」という考えが望ましい。

ブランドメッセージが重要

- 尖ったプロモーション⇒ターゲット層、コンテンツにより使い分ける
うどん県、アンデスメロン、落ちないリンゴ
- × 眠いプロモーション⇒「人・自然・歴史に恵まれたやさしいまち」

④ 近年の地方創生の潮流は、

近隣都市との競争の地方創生から共創の地方創生へ

⑤ シビックプライドとは何か

「都市や地域に対する市民の誇り、愛着」＝自負心

郷土愛と違い、自らが育った地域は関係ない。

シビックプライドの醸成は、人口減少社会における「定住人口の維持」が期待できる。

「戸田市シティセールス戦略」＝定住促進施策

「さがみはらみんなのシビックプライド条例」の制定

- ・自分たちのまちを好きになってもらうため小学生に出張授業を実施
- ・さがみはらファンサイトの開設
- ・キャンプ場を活かした「マイクロツーリズム促進事業」

シビックプライドをファンづくり(ファンマーケティング)につなげる。ファンマーケティングは「ウインザー効果」(Windsor Effect)□□ミ効果であり、転入やUターン促進の効果がある。

×リット

- ・防災活動に積極的に参加
- ・継続居住意向を示す
- ・地域活動へ積極的に参加する意思が高まる
- ・町内会活動やまちづくり活動等の地域活動に熱心になる
- ・地域への責任感が強まる

- ・個々人の生活満足にプラス効果が認められる
 - ・NPO 活動が活発化する
 - ・出身者のリターン傾向が強まる
- ※シビックプライドと概念が類似する、関係人口を増やすことが地方創生に繋がる。
- ・活動人口:地域に対する誇りや自負心をもち地域づくりに活動する者
 - ・関心人口:特定地域に注意を向け、知りたいという意向を持つ人口
 - ・問題人口:クレーマー(地域への関心は強い)
 - ・弊害人口:地域に実害を与える

シビックプライド×関係人口=新しい地方創生の形

活動人口の創出は、人口が減っても元気で、価値ある地域になるかもしれない。

【追加研修】

自治体の DX 推進に向けた「政策公害」の改善について

～政策公害は、事業をつぶしてしまう～

政策公害とは、職員数と自治体の多すぎる政策づくりや仕事量のギャップによって、住民に不利益をもたらす事である。また、職員のうつ増加やモチベーションの低下を招く。

解決には、

- 1.職員の勤務時間を増やす
- 2.職員の能力開発
- 3.職員数を増やす
- 4.優秀な人材の採用
- 5.全ての仕事に対応しない
- 6.DX でやる
- 7.民間委託

地域の課題が複雑化する中、人手不足に加えて、職員の仕事は増すばかりであり、地域の課題を解決しつつ職員の負担を減らすには、自治体 DX と官民共創の発想が欠かせない。行政が全てやるのではなく、行政＋住民＋民間企業で行うのが新しい公共である。

【所感】

厚労省国立社会保障・人口問題研究所の報告によると、「日本の総人口は 2050 年には 1 億人を割り込み、2060年には 8,600 万人にまで減少すると予想され、65 歳以上の占める割合は 38.7%となる見込みである。」と報告された。少子化、高齢化、生産年齢人口の減少が進み、加えてインフラの更新時期が到来している。人口減少が避けられない中、どのように地方創生に取り組み加古川市を活性化していくべきかが課題である。人口減少社会への対策や地方創生の目的達成に向けた有効な施策とは何か。さらに、シビックプライドを醸成しどのような目標をもって、シティプロモーションに取り組むべきかを学んだ。

加古川市においても、人口流出を止め、人の流れを作りださなければ、人口を増加させるのは難しい。また、仕事をつくり、雇用を生み出す施策や出生率を向上させる政策が求められる。本市では、人口減少が避けられない中で、人口の維持増加に向けた施策と人口減少速度を落とす施策の両面においた施策を進めているが、他市に勝ち抜くには、さらに対象世代や地域を絞り込み、活動人口や関心人口を含めた、関係人口を減少させないで増やす施策が必要である。人口減少を止められないまま、地方創生を成し遂げることは不可能であるといえる。

地方・地域創生は、自治体が生き残るために必要な政策で、地方創生が達成できない自治体は、消滅する可能性もある。課題解決のためには、従来の発想にとらわれず、「加古川にあり、他の都市にないもの」を探しだし、効果的な施策を行う必要がある。今適切な施策を行っていないと、人口減少という流れの渦に飲み込まれ「ゆでガエル」になってしまうという事である。何が本市にとって一番大切であるかを探し出し提案していきたい。

以上

4月27、28日の日程で「人口減少に勝ち抜く戦略」「人口減少と共存する方策」を受講、講師は関東学院大学法学部地域創生学科の牧瀬稔氏。職歴を見ると、株式会社社会工学研究所、横須賀市役所、総務省所管の日本都市センター研究室、国交省所管の地域開発研究所を経て、現在の大学に勤務する他、読売広告社やJTB コミュニケーションデザイン、NTT ドコモなどの民間企業のアドバイザーを経験、今年度は7市町の政策アドバイザーとして関与されています。専門分野（地方自治）の研究、公務員としての経験と民間の発想は、大変充実した内容でした。

1日目「人口減少に勝ち抜く戦略」について

人口の急減、超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創設することを目指した「地方創生」の現状と課題整理から始まりました。

人口減少は歯止めがかかりません。2040～45年にかけて98.9%の自治体が人口減少、2015年と比較して2045年の総人口が2割以上減る自治体が73.9%、4割減るのが40%と推計、これは2010年の国勢調査をベースに、20～39歳の若年女性が半減する自治体を基にしたものです。2010年から30年で2000万人以上の減少です。多くの自治体が人口の維持（増加）、減少速度を落とすことを

前提とした政策を進め、少なくなる人口を奪い合い、多くの自治体がこの競争に疲弊しています。現在の地方創生の取組みをどこまで続けるのか疑問ですが、人口維持・増加に取り組んだ事例を紹介されました。

人口減少に対処するキーワードとして引用されたのはピーター・ドラッカーの「顧客の創造」。自治体を「経営」という視点に立つと「住民の創造」、それにはターゲットを絞る必要があります。「自然増」を考えると、「出生数の増加」と「死亡数の減少」ですが、前者は「既婚者」か「独身者」か、後者は「高齢者」か「高齢者外」か、HOWを繰り返していくことが重要です。しかしながら、2022年の日本の特殊出生率は1.27であり、人口置換水準2.07には程遠く、仮に達成したとしても、同じ自治体に留まらせることはできないため、自然増には限界があります。

一方、社会増は既存住民の転出を抑制し、潜在住民の転入を促進する取り組みです。転入増加の取り組み事例として「奪う地域」を明確にした戸田市と、「奪う対象像」を明確にした流山市を紹介されました。戸田市のシティ・セールス戦略は、住民基本台帳をデータ・ベース化して引っ越してくる地域を絞り込み、それらの地域に、ポスターやタウン誌、Yahoo!の広告等で発信、計算されたイメージ戦略で対象者も絞り込みました。同様の戦略では、愛媛県西条市が松山市を奪う地域のターゲットにしました。メインターゲット（対象層）と、どこから持つ

てくるか（対象地域）を明確にした戦略が重要ですが、多くの自治体では曖昧なものになっています。

さらに、民間企業の組織には必ずある「営業部」が自治体の組織にはありませんが、営業マインドを持つシティプロモーションに取り組む自治体が増えています。箕面市の「箕面営業課」、武雄市の「営業部」、高槻市の「営業広報室」など、「営業」という文字を組織名に入れる自治体や、流山市や横手市等の「マーケティング課」等を紹介されました。売り込むには「誰」（対象層）「何」（コンテンツ）・地域・メディアの明確化が大切です。シティプロモーションの政策目標は、シビックプライドの醸成やスタッフプライドの育成、行政のファンを増やす協働人口の拡大、Uターン・Jターン等様々ですが、目標には優先順位を付け、限られた地域資源を戦略的に活用しなくてはなりません。

シティプロモーションの第一歩は認知度の拡大、存在を知ってもらわないと誰も選んでくれません。消費者が購入に至るまでの段階を Attention（認知）Interest（関心）Desire（欲求）Memory（記憶）Action（購買行動）の頭文字で AIDMA（アイドマ）の法則といいます。AISAS の法則の 2 つの S は Search（検索）と Share（シェア・ネット上で共有）です。Attention を大きくすることに取り組んだ自治体の事例や、「一番」の大切さや「初めて」を付けることで効果が上がることを紹介されました。

Attention の前提となるのが「ブランド」作り、「何を売るか」です。「自然」や「住みやすさ」では「ブランド」にはなりません。「差別化」が重要で、ブランドに関する行政計画を作っている自治体もあります。加えて、ブランドとプロモーションを一体に考える必要がありますが、現状は別々に考えている状況にあり、その要因は縦割行政にあります。

人口減少に対処するキーワードは「住民の創造」、そのためにはターゲットを絞り、認知度を拡大し、差別化（ブランド）、柔軟な組織体制が重要です。じわじわ迫る危機に気づかないまま時すでに遅しとならないよう、真剣に取り組む必要があります。多くの気づきを得た1日目の講義でした。

2日目「人口減少と共存する方策」について

地域活性化、地域ブランド化に取り組んだ自治体として、境港市の「水木しげるロード」を紹介されました。地域経済が停滞していた1980年代後半、商店街活性化対策の一つとして水木しげるロード（鬼太ロード）構想がまとまり、その実現のため「行政」「事業者」「地元住民」が連携・協力して取り組み、商店街に留まらず市全体へ波及、経済波及効果は2008年から2011年までで3倍以上となりました。成功要因は、行政・事業者・住民が地域を再活性化したいという「目標の共有化」でした。協働の「協」という文字は、それぞれの「力」を「+（重

ねる)」という意味があります。そして「一点突破（差別化）」、商店街全体の「テーマパーク化」、「リピーターの創造」があげられますが、それを継続して取り組む人材が重要です。地域を活性化させるには10年は必要で、住民との信頼関係を保つには、同じ職員が関わるのが大切です。このプロジェクトを担当した職員は退職してNPOを立ち上げ、引き続き地域活性化に取り組み、その後市議をしているとのこと。春日部市は同じ職員がずっと関わることでできる「専任職制度」を導入しましたが、メリットがある一方で、退職して民間へ転職する人も多いとのことでした。

その他、徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」、宇都宮市の「餃子」、五所川原市の「地吹雪体験ツアー」等を挙げられました。地域活性化の基本原則は地域の中の「あるもの探し」ですが、2割の自治体が「ないもの」で成果を出しています。

「ないもの」で成功した京都府向日市の「激辛商店街」は、年間を通してイベントを実施、年間観光客数は2008年の3千人から、商店街発足の2009年に6万人に急増、2019年には約55万人を超えたとのこと。「食」をテーマにするには大きな市場が必要で、成功事例として宇都宮市の「餃子」や香川県の「うどん県」を挙げられました。

ポイントは「地域ブランド」、ブランド化することで「選ばれる」可能性が高まり、支払う費用を上乗せでき、当事者にとっては「価値」になります。●●市

町村と言えば「●●（ブランド）」と地域イメージを構築するのが地域ブランド戦略です。

ブランドメッセージとは前述の「うどん県」のようなもので、そのポイントは

「おどろき」「共感」「好奇心」「地域性」「一読できるもの」等があげられます。

ブランド化は「地域の誇り」「魅力づくり」「アイデンティ」作りで、成功の秘訣は1日目と重複しますが「一点突破」「継続性」「全員参加」です。

少子化の進行で人口を奪い合う自治体間競争で疲弊しています。愛知県新城市は人口減少を踏まえた総合戦略を策定、人口の数でなく、「つながり」が重要だとししました。人口減少は全国的なものであり、時代の潮流は「競争」から「共創」、シビックプライドを育てていくことが大切です。シビックプライドに取り組む自治体は増えつつあり、相模原市は全国初でシビックプライドに関する条例を制定しました。

また、1日目に紹介された戸田市のシティ・セールス戦略の前半は、外から人を呼びこむ移住や、定住促進を中心としていましたが、改訂版の重点プロジェクトは「インナープロモーション」の強化を掲げています。対象は「市民」で、愛着心の向上を図り、住民同士の交流をメインにしたアプリ「toco ぷり」で共感を誘発、共感のシティプロモーションの合言葉は「市民はキャスト」、市制施行50周年記念式典と祭りには、26名もの市民が実行委員となり、企画から当日の

運営まで担当、一連の経験がシビックプライドの醸成に大きく貢献したとのことでした。

シビックプライドは民間でいう「ファンマーケティング」、企業と顧客の間に強固な信頼関係を築くことに追って企業に多くのメリットをもたらします。同様に、相模原市の良いこと（強み）を市民が知り、他者に伝える口コミ効果（ウインザー効果）で、他自治体からの転入を増やし、市民の転出抑制に繋がりました。シビックプライドのメリットは、防災活動、地域活動の積極的な参加等で、地域への責任感も強まります。

シビックプライドと類似の概念が「関係人口」、地域や地域の人々と多様に関わる者のことで、近年関係人口に価値を見出す自治体が増えているとのこと。関係人口は、活動人口・関心人口・問題人口・弊害人口の4つに分類、どの関係人口を狙うのかを明確にする必要があります。

関係度と貢献度が高い「活動人口」とは、「地域に対する誇りや自負心をもって地域づくりに活動する者」と定義、これを創出するためにシビックプライドが有効で、時間や場所、情報を共有、共感して共創していくことです。

関心人口は、特定地域に通意を向け、知りたいという意向を持つ人口で、そのとっかかりとして SNS やマスメディア等を活用します。その一つの形態が「ふるさと納税」や SNS のフォロー等です。今は「ググる」から「タブる」の時代、

Instagramユーザーがハッシュタグ検索する「タグる」回数はグローバル平均の5倍というデータもありますが、Z世代がハッシュタグに以上に利用している場所が「発見タブ」で、そのコメント機能により、新たな消費行動に繋がっているとのことでした。

新しい地方創生の形は「活動人口の創出」、活動人口が増えれば、人口が減少しても元気で価値ある地域になり、人口の維持に繋がった事例として島根県海士町を挙げられました。「創生」とは従前と違うこと、他地域と違うことを実施していく「イノベーション」です。

最後に問題提起されたのが「政務公害」。それは、現在多くの自治体で起こっている「自治体の多すぎる政策作りと政策実施によって、自治体職員や地域住民に外部不経済をもたらす」と定義、外部不経済とは、自治体職員のモチベーションの低下や療養休暇の増加が見られます。政策が多すぎるため、職員数と事務量のギャップが大きいため、意識的に政策を削減していくことも求められます。それには事業の精査、会議の統合、増加する事務量に対応しない、事務量の一部を外部主体に担当してもらうことも必要です。（公民連携・市民協働）事業をつぶしていくのも議員の役割だと言われました。

<所感>

人口減少社会において、わがまちを振り返った時にこれから何を重点に取り

組んでいくべきなのか、加古川市地方創生総合戦略や加古川市総合計画の中でそれが見いだされるのか、改めて考えさせられる内容でした。

まずは、第2期加古川まち・ひと・しごと創生総合戦略を点検しました。具体的な施策と重要業績評価指標の5番目に「市のイメージアップや認知度の向上を図る」とあり、さらに「ターゲットを明確にした戦略的なシティプロモーションを行い、認知度や魅力度を高め、移住者が情報を取得できる機会の充実を図る」とありましたが、ターゲットが誰なのか、どこなのか、どんなプロモーションを行うのか、絞り切れているのでしょうか。また、「本市の『暮らしやすい』というイメージの確立・浸透を図る」とありますが、何をもって「暮らしやすい」とするのでしょうか。どの自治体も「暮らしやすく」するための様々な事業を実施しており、選ばれるための「差別化」が見えにくいように思います。

加古川市では2017年に協働推進部を設置、その後市民協働部と名称変更して市民協働のまちづくりを進めてから丸5年が経過しましたが、真に市民協働が進んだのでしょうか。協働のまちづくり推進事業の中では、テーマ設定型の「かわまちづくり」に参加する市民が増え、加古川市に関心を寄せる市外の方も増加傾向にありますが、行政・事業者・市民が同じ方向を向いて同じ目的をもって同じ情報をもって進めているのでしょうか。

シビックプライドの条例を制定した相模原市の総合計画を見ると、計画の推

進にあたっては、1 番に「協働によるまちづくり」を掲げ、シビックプライドの醸成と協働による施策の推進と定めています。

議員として、地方創生総合戦略の進捗状況や市が実施する事務事業評価シート
のチェックに留まらず、「差別化」「ブランド化」「協働（全員参加）」が図られるよう、漫然と続けてきた事業を精査し、時代に合った見直しがされるよう、さらに調査を進め、提案していきます。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			5
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	備品消耗品費	金 額	30,910円
内 容	コピー機リース料 令和5年 3月分		
支 払 先	リコーリース株式会社	支払年月日	令和5年4月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

創生加古川 御中

発行日 2023 年 05 月 02日

領収証番号 0000000834

領 収 証

リコーリース株式



毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

東京都千代田区紀尾井町4-1

領 収 日	2023 年 4 月 27 日
領 収 額	30,910 円

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

お 支 払 方 法	口座振替
振 替 口 座	信用金庫 支店 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 ソウセイカコカワ オオノ キョウヘイ

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消費税等
	23. 4. 1~23. 4. 30	23	28100	2810

続きは裏面をご覧ください。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			6
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料作成費	金 額	14,229円
内 容	パフォーマンスチャージ料 令和5年3月分使用料		
支 払 先	株式会社 六甲商会	支払年月日	令和5年4月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

No. 204763

2023 年 4 月 27 日

お得意先コード



創生加古川

様

下記金額正に領収いたしました。

金 額	¥14,229 *
-----	-----------

※集金担当者印のないもの、金額の訂正のものは無効です。

印 紙
50,000 円未満
印紙不要

但し 4/27 引落とし分

コード	種 類	金 額
31	現 金	
32	小切手	
33	振 込	1 4 2 2 9
34	手 形	
35	相 殺	
36	その他	
37		
合 計		1 4 2 2 9

手 形 内 訳 _____ 通
(金 額) (期日)

¥		
¥		
¥		
¥		
¥		
¥		



〒 675-0038 加古川市加古川町木村82

☎ 079-429-2301

集 金 担当者		取 扱 担当者	
------------	--	------------	--

〒 675-8501

加古川市加古川町北在家 2000

加古川市役所内

創生加古川

御中

請 求 書

株式会社



加古川支店

〒675-0038 加古川市加古川町木村82

Phone: 079-429-2301 Fax: 079-429-2302

取引銀行

銀行 支店

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

■請求締切日 2023/ 3/31 ■お支払予定日 2023/ 4/27 ■当月お買上高合計 14, 229

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
9, 000	9, 000	0	12, 936	1, 293	14, 229	¥ 14, 229

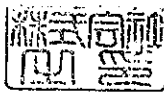
【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	備 考
2023/ 3/ 7 0000605949	パフォーマンスチャージ料	1	0	12, 936		
	IMC4500 231313		(10%)			
	消費税		(10%)	1, 293		
	【伝票計】			14, 229		
2023/ 3/27 0000198513	自動引落-リコーリース27日				9, 000	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		12, 936	1, 293	14, 229		
	税率内訳(10. 00%)	12, 936	1, 293	14, 229		
	以下余白					

累計		¥14, 229	¥9, 000	
----	--	----------	---------	--

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				7
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	14,256円	
内 容	コピー機リース料 令和5年 4月分			
支 払 先	新生コベルコリース（株）	支払年月日	令和5年4月27日	
備 考				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				



B 00267

領 収 証

創生加吉川 大野恭平 殿

金額	円	角	分	厘
¥14256				

リース料として 54/60回
但し (契約No. [REDACTED])

現金、小切手、振込、相殺、手形 自動集金

上記金額正に領収しました

2023 年 4 月 27 日

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

新生コベルコープ株式会社

収入印紙

5万円未満及び
相殺の場合不要

取扱者



社印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

お支払い予定表

1/2 頁
2022年9月21日

675-0031

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

創生加古川 玉川 英樹

御中

675-0131

兵庫県加古川市加古川町新野辺畑下1525番2号

(加古川神鋼ビル)

新生コベルコ株式会社

079-437-9536



契約番号		リース料	792,000円
契約日	2018年11月21日	消費税	63,360円
契約期間	60ヶ月	支払回数	60
支払日/	2018年11月30日	~	2023年10月27日
金融機関名	*****		
口座情報	*****	口座番号	*****
		口座名義人	ソセカガワ材ノキョウイ
物件名	キヤノン i R - A D V C 5 5 3 5 F II		

回数	お支払日	お支払方法	お支払額	リース料	消費税
1	2018年11月30日	振込	14,256	13,200	1,056
2	2018年12月31日	振込	14,256	13,200	1,056
3	2019年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
4	2019年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
5	2019年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
6	2019年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
7	2019年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
8	2019年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
9	2019年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
10	2019年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
11	2019年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
12	2019年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
13	2019年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
14	2019年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
15	2020年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
16	2020年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
17	2020年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
18	2020年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
19	2020年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
20	2020年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
21	2020年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
22	2020年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
23	2020年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
24	2020年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
25	2020年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
26	2020年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
27	2021年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
28	2021年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
29	2021年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
30	2021年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
31	2021年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
32	2021年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
33	2021年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
34	2021年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
35	2021年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
36	2021年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056

お支払い予定表

2/2 頁
2022年9月21日

回次	お支払日	お支払方法	お支払額	リース料	消費税
37	2021年11月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
38	2021年12月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
39	2022年1月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
40	2022年2月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
41	2022年3月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
42	2022年4月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
43	2022年5月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
44	2022年6月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
45	2022年7月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
46	2022年8月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
47	2022年9月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
48	2022年10月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
49	2022年11月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
50	2022年12月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
51	2023年1月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
52	2023年2月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
53	2023年3月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
54	2023年4月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
55	2023年5月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
56	2023年6月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
57	2023年7月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
58	2023年8月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
59	2023年9月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
60	2023年10月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号 8
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	備品消耗品費	金 額	3,478円
内 容	文具（ホッチキス・A4用紙）		
支 払 先	（株）フジヤ號	支払年月日	令和5年4月28日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

振込金票兼受領証

ご依頼人
 加古川市議会 創生加古川

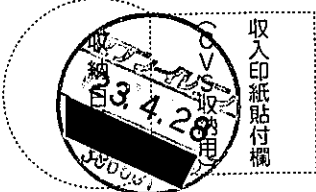
会計

ご請求番号
 010002184705

受領金額
 3,478円
 (内消費税)
 316円
 手数料
 円

受取人
 株式会社 フジヤ號

受領印



収入印紙貼付欄

代行会社 三菱UFJファクター(株)
 (CVS取扱・銀行 → お客様控)

請 求 書

たのめーる
Partner

たのめーる
有限会社
理研

請求書No

010002184705

加古川市議会 創生加古川
会計 御中

[illegible]

010002184705

0001-0002 0001-0001 01 2101 002069 001385# 2

お支払目 2023年 5月末日 お支払方法 銀行振込

振込先銀行 銀行

振込先支店

日座番号

壠名義 : カ)フジヤコウ

※尚、振込手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

◆お支払に関しては「たのめーる取扱代理店」にて承ります。

たのめーる取扱代理店

2001151776

株式会社 フジヤ號

本社

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家 2 0 5 5

Tel:079-424-2485

相当:たのめーる相当

請 求 日

2023年 4月20日

課税対象額

3,162円

eco税込購入額

3,478円

今回御請求高

3,478円

(内消費税等：

3162

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。
上記の通りご請求申し上げます。

日付	伝票番号	品名/規格	数量	単価	金額	摘要	税率 eco
		***** [消費税区分][本体金額][消費税額] 課税 10% 3,162円 316円 *****					
3/27	TM5V977436						
	1185616	軽とじフラットホッチキス サクリフラット3 32枚とじブルー 1個	1	540	540		10.0 *
	1185623	軽とじフラットホッチキス サクリフラット3 32枚とじピンク 1個	1	540	540		10.0 *
	1185647	軽とじフラットホッチキス サクリフラット3 32枚とじホワイト 1個	1	540	540		10.0 *
	3247952	αコハ-ハ- タイプTR A4 1箱(2500枚:500枚×5冊)	1	1542	1542		10.0 *
		■課税対象合計 3,162円 消費税等 10%			316		
税 込 合 計					3478		

◆ポイント情報◆ 2023/04/20 06:50 現在の利用可能ポイント

お客様コード：

ポイント

◆商品についてのお問合せ先◆ たのめーるインフォメーションセンター TEL: 0120-313-230までご連絡ください。

			代 表 者	経理責任者
				
支 払 伝 票				経理番号
				9
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度	
項 目	研修費	金 額	21,265円	
内 容	全国市町村国際文化研修所 市町村議会議員研修5日間コース（令和5年5月8日～12日） 「新人議員のための地方自治の基本」 参加議員：清水玲子			
支 払 先	（公財）全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所	支払年月日	令和5年5月8日	
備 考	（内）振込手数料 495円			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

☐ 現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料)

☒ 預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料)

ご依頼日 年 月 日

お指
振込日

年 月 日
05 04 24

お方
振込法

電
信

お振込先

当信銀信農協
庫金行組協他

支店

お受取人

フリガナ
セイ
ウソンケンシ
ウサ
イ

おなまえ (公財) 全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所様へ

預金
種目

普通貯蓄
口座番号

金額

16150
円

振込手数料

495
円

手数料区分

- 振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 渉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

1. 都度
3. 後収 (一括)
6. 別収

お振込手数料には消費税が含まれています。

ご利用くださいましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

領収済
5.4.24
但陽信用金庫
平野支店

但陽信用金庫

- 会員あるいは振込金手数料5万円未満非課税
- 振込受付書は不課税

受付

為替070 (3/4)

フリガナ
ソウセイカコカ
スレイコ

おでんわ
(市外局番) (市内局番) - (番号)
079 427 9394

おなまえ
倉生加古川 清水玲子 様から

おところ
加古川市加古川町北在家 2000



出張調査研修報告書

令和5年 6月27日

市議会議長様

会派名 創生加古川

出張者氏名 清水 玲子



印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日程	令和5年 5月 8日 ~ 令和5年 5月 12日
視察先	全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号）
視察（調査）事項 令和5年度市町村議会議員研修【5日間コース】 「新人議員のための地方自治の基本」	
復命事項（所見及び感想） 別紙のとおり	
出張に伴う経費の精算 前渡金額 20,770 円 精算額 20,770 円 過不足額 0 円	

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

出張調査届			令和 年 月 日
市議会議長様			会派名 創生加古川
			代表者 玉川 英樹
このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。			
出張者氏名 清水 玲子			
調査都市名及び調査内容 研修先 : 全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号) 日 程 : 令和5年5月8日 (月) ~ 5月12日 (金) 研修内容 : 令和5年度市町村議会議員研修【5日間コース】 「新人議員のための地方自治の基本」			
出張期間 令和5年5月8日 (月) ~ 5月12日 (金) (5日間)			
旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 14,000 円 × 日分)	円	加古川駅 (JR神戸線)
	鉄 道 賃 (2,310円 × 2)	4,620 円	京都駅 (JR湖西線)
	急行料金	円	唐崎駅 (徒歩)
	航 空 賃 ()	円	研修会場 (徒歩)
	車 賃 ()	円	唐崎駅 (JR湖西線)
	船 賃 ()	円	山科駅 (JR琵琶湖線)
	出席者負担金 (受講料 16,150円)	16,150 円	加古川駅
	そ の 他 ()	円	
	合 計	20,770 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。
※受講料に宿泊費等も含むため、別途宿泊料は計上しない。

令和5年度 市町村議会議員研修「5日間コース」新人議員のための地方自治の基本
(令和5年5月8日(月)～12日(金)) 報告書

清水玲子

5月8日(月)

○【開講式、オリエンテーション、グループ交流会】

5日間の日程、施設の使用についてなどの詳しい説明を聞いた後、開講式の際に配布された交流会用の用紙に記載されている内容（①それぞれの議員になったきっかけ、②この研修で楽しみにしていること、③わがまちのおすすめの場所や食べ物、④今朝の起床時間）の中から、グループの中で起床時間が一番早かった人から自己紹介を行うという形で交流会がスタート。全国から1期目議員79名が参加し、4～5名のグループに分かれ情報交換を行った。

私のグループでは、福井県大野市、岐阜県恵那市、山口県田布施町、佐賀県嬉野市の方が同席となり、自己紹介後、1期目ということもあり、まだまだ理解できていないことも多く疑問に思われていること、各自治体の状況など、それぞれに話したい、聞きたいと思う内容からお互いに意見を出し合った。話している中で必ず出てくる切実な問題が少子化による人口減少問題であった。どのグループも尽きない話題に時間を延長して情報交換した。

5月9日(火)

○【講義】地方自治制度の基本について

同志社大学政策学部教授 野田 遊 氏

何となく分かっている気はするけれど、理解できていない「地方自治」について、とても分かりやすく説明いただき、改めて理解することができたように思う。基本的な政府と市民の関係について、もっと市民と一緒に作っていく意識を持ってもらえるようにしていくべきであるということは理解できるが、難しい課題でもあると感じた。

「ガバナンス」についてはよく耳にするが、地方自治の前提であること。現状はそれぞれが違うネットワークとなっていたりするが、公共的な問題に向け多様な主体（他の主体）とともにやっていくこと、住民も治者であるという考えで住民も含めた協働の概念をもつことで一つとなることがグッドガバナンスであるとのことで、市民が自分たちを客体ではなく、自分たちのことであると自分たちでこの市を作っていこうと思えるように、近づけていければいいと思った。

自治体議会については、運営上の問題では「一問一答方式」が北海道の栗山町議会で始まってから、宮崎の当時知事であった東国原氏が力を入れたことで広まってきたこと、米国では議員の兼業が当たり前で週に1回は議会を夜間開催をしていること、長野のある議会では通年会期制としている等、今までにも議会改革や住民に関心を持ってもらえる議会を目指して取組まれていることが分かったので、他の議会でも特徴的な取組をされているような所があるのか調べてみたい。

議員報酬については、各自治体の規模によるが町村議会議員は20万程度が平均という事でそれだけで生活するのは難しく、若い世代が出にくい状況がある。しかし、地域によっては、無投票当選で決まってしまうところもあり、信託されていない人が高い報酬をもらって活動しているというのはどうかという内容から、もっと立候補者が増えるために何をすべきなのか、地域性もあり同じ

ようにはいかないこともあるようで講義を聞いていて地域性の難しさを感じた。立候補したいと思える人が少ないその地域の課題は様々だろうということは理解できるが、何よりも、関心を持ってない、何をしているか分からないと住民に思わせてしまっていること、議員だけでは生活が成り立たない地域があるのは課題であると感じた。

市町村の自治体財政について、主要財政指標の経常収支比率が60%に留めるのがベストであること、財政力指数が1未満の自治体は地方交付税がもらえることがわかった。

財政力指数の平均(R1資料より説明)で、北海道(0.28)や東北(青森 0.35、岩手 0.37、秋田 0.30、山形 0.37)も数値は低いが、西日本(和歌山 0.36、鳥取 0.33、島根 0.25、高知 0.26、長崎 0.39、熊本 0.37、宮崎 0.38、鹿児島 0.29、沖縄 0.39)が、特に深刻であることは驚きであった。西日本で特に高齢化している地域の多くが民生費の割合が高くなっていることが大きな要因であるということで、このような数字で全国的な比較をすると西日本は特に高齢化について深刻に捉え、対策に取り組まなければならない。

持続可能な財政に向けた取り組みとしては、公共施設の統廃合、民間移管、定員の適正化、広域自治体対応、広域連携の検討、デジタル技術の積極的活用などが挙げられたが、本市では既に取り組まれていることも多いと思った。

また、保育所の入所審査の事務作業などに使われる AI (Artificial Intelligence)、Excel のマクロ作業を Word に貼付したり複数で利用できる RPA (Robotic Process Automation)、豊中市が一番進んでいると言われている業務をどう改善するかが難しい DX (Digital Transformation) などを活用して、今後も取り組んでいく必要がある。

市町村の行政サービスをする上で、アンケートを取り市民の削減ニーズと連携志向を知り、民意を知ること必要で、それにより求められていることが分かることや市町村がしなくても良いことなどが読み取れることが分かった。

政策の過程では問題状況を認識するが、その認識した問題を何が問題なのか取り違えていないか？

例えば、高齢化の問題を解決するために、認識型(みんなが分かっているやり方)として、福祉医療サービスを充実するが、実は支えていくためには少子化対策が必要である。探索型(そもそも、そのためにこのようなことをすれば良いのではないかということ)として、子どもにサービスをする、それよりも前に婚姻支援が必要ということになってくる。1つの事柄を多方面から考えられるようにならなければいけない。

野田教授が一番力を入れたいと話されていた広報について、住民の認識は低く期待水準は高い。そのため充足量(満足度)を上げたいがお金がないとなると、着眼点を変えて欲求量(期待水準)を下げることで満足度が上がるということを知っておくこと。

同じ事柄なのに否定的(ネガティブ)な方に言うとその方向に流れるので、肯定的(ポジティブ)な方に言うといい。情報は形式の工夫が鍵で、「銃は危険だ」という言葉と「銃を持っていることで自己防衛ができる」という言葉では違ってくる、情報の形式の工夫が鍵で、統計とエピソードだとエピソードの方が残るので事例を載せることは大事であるとのこと。

人は事前の信念が強いので、例えば都構想について、維新の会を支持する市民は都構想のデメリットの情報提供をしても響かないし、反維新に都構想のメリットの情報提供をしても響かない。事前の信念が広報の内容を取捨選択してしまうので、どれだけ広報しても響かない。いかに、事前の信念がどういう状態かを想定の上、それを変化させる広報が重要となり、但し、事前の信念がどう

いう状態かを想定した上での広報の効果の、その効果は継続しないので数週間後には事前の信念に戻ってしまう。広報は継続しなければ意味がないということで、伝わる広報(対話する、伝え方を工夫する、対象者別の広報を考える、継続する)について考えないといけないことが理解できた。最後に質疑応答で事前質問に対して、野田教授からアドバイスがあり終了となった。

○【講義】改正個人情報保護法とマイナンバー法への地方公共団体における対応について

個人情報保護委員会 松本 秀一 氏

初めに個人情報保護委員会について紹介され、その中で地方議会が個人情報保護の対象外で議会で自律的にすることが望ましいとの事であった。

個人情報保護法が施行されて以降、国より地方公共団体の方が個人情報について先行しているとの事だが、2021年に個人情報保護制度の一元化がなされた。

個人情報取扱には委託をしている地方公共団体も多いが、尼崎のように委託のさらに委託先であるところがUSBを紛失するなど、最初からずさんな所には委託しないと思うが、しっかり確認するのは当然である。漏洩等の発生状況では、財産的被害のおそれ(クレジットカード情報の漏洩)が令和4年度上半期で民間の個人情報取扱事業者で1,085件(33%)あり、行政機関との差が気になった。

紙からデータになり、ネットが世界に繋がって、個人データの価値が高まり使いやすくなった。本人の行動を把握することで、その人に合った情報を提供できるなど良いことに使えることと、対して、悪いことにも利用されるようになってしまった。

マイナンバーについては不安に思う人もあるが、番号法があらかじめ限られた利用方法のみにしか利用できないようになっていることから、マイナンバーではお金を借りることは出来ないので、詐欺グループ等も使い道がないことから、当初、心配されたマイナンバーの不正利用は聞かれないとのことであった。

しかし、重要な個人情報が入っているという事は確かなので、「マイナンバー占い」というようなサイトがあり、その日の運勢を占ってくれるというものであるようだが、提供する側も利用者側も法令違反の可能性があるということで知っておいて欲しいとの助言があった。

また、もし、住民票を発行した際に必要がないのにマイナンバーが記載されている場合などは塗り潰せばよいという説明を受けたので、不用に記載してしまった場合について知っておくことは少しでも個人情報を守ることに繋がると思った。

議員は、個人情報を扱うことはないと思われているかも知れないが、被害を被るのは市民なのでしっかりと知っておいて欲しいとのお話であった。

○【講義】地方議会制度と地方議会改革の課題について

大正大学社会共生学部教授 江藤 俊昭 氏

議員は何よりもまず交流が大切でネットワークを広げることで、他市町で議会改革をどのように行っているか等、他の情報を得ることが出来るのは良いことである。

例えば、1つの議会がしていることが、今まで自分が変だと思っていたことで変えた方が良いのではないかと思うような内容であれば、他の議会にも広がっていく。また、間違えた時には「ご

めんなさい」ということは大事であるとの事であった。

視察をする場合、3つの視点を持って、①自分たちの自治体は何が問題なのか。それに成功しているところ、失敗しているところを視る②どういうヒントを得たか③それを、いつ一般質問で問うか。または、委員会の政務調査を提出するか。というところで、住民の目線で活動して欲しいとの事であった。

1期目議員の研修であることから、1期目の議員には特に変だと思ったことはメモしておいて変えていって欲しい。今までこうだったからでなく、住民の方に戻していくやり方を考えていって欲しいとの話には1期目であるからこそその目線は大事にしたいと感じた。

議会改革を住民の目線で改革されていった北海道栗山町の橋場議長（8年目に議長に就任された）は住民のために考え、議会を改革された方で、首長もだが、議会も、あれもこれもでなく精査していく必要があること、新たな議会は今までのような閉鎖的ではなく住民と歩む議会が望まれ、20年前くらいから当たり前になってきた質問の場だけではなく議員間討議を重視する議会や迫認機関ではなく首長と政策競争する議会が望ましい。会津若松市議会や飯田市議会など、議会改革されている議会を参考にすると良い。

行政はサイクルで動かすのは当たり前で、所管事務調査でしっかり議論したり、4年の任期で目標を決めておく。議案が出てきてからでは遅いということを知っておく。

今後の課題として、議会力をUPさせるにはどうかを考える。

定数については、自治体全体を見る議員にならないといけない。議会は行政組織ではないので最初に削減ありきではない議会改革の論理であること。是非それぞれ別に考える必要があるし、議員だけが考えるのではなく住民と考えることが大切。そのためには住民にしっかり議会の活動を示していかないといけないことと、今の人が活動しやすいだけでなく、もっと後に出る議員の方も活動しやすいようにしていかなければいけないという事で目先だけでない議論が必要であること、議会が住民を巻き込んで考える時期に来ているのではないかと理解できた。

3年前のコロナから議会を短く、一般質問を短くなどとしたところがあり、それは良いが専決処分で行っていくというのはどうか。自然災害の時だけでなく、今回のようなことにも対応できるようなBCP（業務継続計画）を作成しておくべき。

特に事務局体制は災害本部が立ち上がった時には事務局がその中に入ってしまう自治体がある（自治体により違うので確認が必要）ので、台風などの予測できるものと地震など予測できないものについて、豊島区のBCPは良くできてるので確認しておくが良い。

委員会をオンラインでするようになった議会がある。妊娠・出産・入院など多様な人を議会に引き込むためにもオンラインのできる体制を作っていくべきである。本会議でも一般質問はできるが、表決は今は難しい。

一般質問は議会の華だと書かれているものがあるが、自分のことしか考えなくなりがち。一般質問は中長期的なもので、委員会の議案審査は議決されるからその方が大事である。

委員会で質問して、その後どうするのか？質問したら、その後、行政にはお帰りいただき、委員で議論すべきである。

会津若松市は先端的で、要望意見は委員会討議をしないと出来ないようになっている。人の力を借りて重要な議案は参考人を呼んで、全国的、世界的にどうなのか聞いたり、市民などから意見を聞くというのもあってからでも良いのではないかとということ。首長は提案権を持っており、議会が審査、議決権があるということを理解する。

選挙当選後、臨時議会で私はこういうことを実現したいという話を議員みんなですて、同じことは一緒にするべき。いまの議会はみんなですてというような事をしていないので、議員を分断させるような状態はどうか。

答弁案は当日、朝に出すところがある。又は、それすら出さないところがある。岐阜県可児市は委員会の代表質問をしており、委員会は力を持っている。議案提出されたら委員会の代表質問は是非して欲しい。

議会だよりについては、すごく変わってきている。今でも一般質問の寄せ集めかというようなものがあるが、一般質問はQRコードに変わって、そこから読んでくださいというふうになっている。埼玉県寄居町の議会だよりを見て欲しい。住民と考えていきましょうというものになっているし、総合計画の目次で、そのどれに対して質問しているか、分かるようになっている。他にも、神奈川県の開成町や茨城県の取手市などを参考にしてみたい。

というご講演を伺い、他市町の活動を参考にしてみるのには良いと思ったが、それをそのまま加古川市議会に当てはめられるものではないと思うので、私自身が勉強するために他市町の活動などを知っていきたく思った。

5月10日(水)

○【講義】地方議会と自治体財政

武庫川女子大学経営学部教授 金崎 健太郎 氏

財政と聞くと苦手に感じるが、金崎教授から「自治体予算の原則」とし、まず企業会計は正確に利益がどれほど上がったかを算定するが、自治体は予算が全てで、決算はそれをキッチリしたねというようなものだと言明があり分かりやすかった。

行政は、予算の中身、効果が重要であり、予算審議の際は細かい部分まで見ていく必要があるとの事であった。また、企業と違い1年間（単年度）で組む小計予算主義で、1年間でどういう仕事をして成果を上げるか。やると決めたのに出来ていないというのはダメであるというもの。予算単一主義の原則は、予算はシンプルに「市民から見ただけ分かりやすいように」がルールであるとのこと。

会計年度独立の原則は、各会計年度の歳入は、例外である継続費の通次繰越や繰越明許費等を除き、その年度の歳入を充てるとなっており、総計予算主義の原則として、一時借入金の収支などを除き、収入のすべてを歳入予算に、支出のすべてを歳出予算に計上することになっていて、自治体の活動の全てを予算を通じて把握できるという事であった。

一般会計とともに特別会計があるが、これを全て合わせて自治体のお財布の数となるので自治体によって数が違って来る。また、予算公開は義務付けられている。

予算案は首長が提案するもので、議会からは決してできない。当初予算は約半年かけて、自治体の全組織を挙げて作られる。

議会における予算審議については、全国の議会で、予算のための特別委員会を設置しているところが半数ある。予算審議は、例えば、「何かを削って給食費の助成をしては」というようなことは予算提案になるので出来ない。また、道路など国から決められている負担金を議会が減らすのは出来ない。また、市民の生命に関わる事について、反対された場合、首長は不信任されたとみなして

議会を解散することが出来る。しかし、行政も急を要するときや衆議院選挙など急に解散して選挙となるときなどを除いて専決処分を乱発してはいけない。

予算の修正は首長の発案権を侵さない限りにおいて増額議決はできるとなっている。議会によっては条件付きで通すが執行してはいけないという付帯決議で直すところもあるとの事だった。

予算を伴う条例案と予算の関係という項目では、例えば建物を建てる時には、設置条例案も作らないといけないという説明があり、分かりやすく感じた。

財政負担を伴う条例案その他議会の議決案件は、首長に対して議会提案の制限をかけており、首長は「必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間」は議会に提出できないということになっているということで、首長は予算が認められる場合にだけ提案することが出来る。交付金の下りからといって、絶対実施しないとイケないというわけではなく、継続事業の場合（例えば3年とする）、1年目調査費、2年目設計費、3年目工事費だと単年度審議できる。

予算編成から決算までの流れで、予算・決算の締めは3月末ではあるが、その後の支払い等が残っており、出納閉鎖を5月末として、行政の決算作業はそこから行われるので、9月議会で審査される。

予算議案は、全市町村すべて一般会計は第1号議案となっている。そのあと、自治体の特別会計の量によって第2号議案以降が決まる。名称は各自治体によって違う。

予算に関する説明資料についてのお話では、債務負担行為に関する調書の意味が、来年度はお金を一銭も使わないけれど、契約だけ（次年度以降、支出発生）を認めて欲しいというものであるということや、予算の内容の話の中で、地方債はお金を借りさせて下さいというものであったり、一時借入金が予算には挙がらないが借入のところにしてくるということ、流用という規定がある自治体がほとんどだという説明があった。

歳入歳出予算について、款と項はお金の行き来はダメであること、款項だけでは予算は分からないので、歳入歳出予算事項別明細書を見ないと議論できないとの事であった。これについては、私自身が経験しているので良く理解できた。

決算は使った後の話なので、予算が将来に関わってくるので、同じような自治体などと比較すると良いとのこと。期を見る視点と全体を見る視点を持つことが必要であるとのお話であった。

予算全体への視点として、これからの市の将来像に影響するのか、しっかり見ることと、予算に盛り込まれた政策・事業に対しては各議員の視点で見ることが大切である。

歳入を試算する場合、甘い見通しだと歳入に穴があくので、徴収率による税金と地方交付税がどれだけ入ってくるか見積りがしっかりされていないといけない。法人の市民税のウエイトが大きいところは業績に左右されるので、しっかりとした見極めが必要となってくる。また、予算から上振れしても下振れしても補正予算を組むことになるものである。

地方税は、市町村の歳入の約4割が市町村税であるが、約3分の2の市町村は人口が少なかったり、企業が少なく自分たちで稼ぐことが出来ず、それを下回っている状況にあること、地方交付税は一般財源で、一旦、国が集めて不公平のないように配分されるものであるが、標準的な財政需要を上回る自治体（R4は東京都と72市町村）は、自治体間の財源の不均衡を調整するため、不交付団体となることが分かった。また、地方交付税は何に使っても良いので自治体によって差があることも分かった。

臨時財政対策債は、自治体は物を作るとき以外は借金をしてはいけないことになっている。自治体ごとに借りられる金額は決まっているし、いくら借りているか国は把握している。地方交付税を

受けているところは臨時財政対策債で借りているが、自治体で収入を稼げるところは臨時財政対策債を多めに借りている。

地方債は建設事業への発行で、災害時や例えば、借換え 10 年となっていたものを延ばす場合などが対象となる。以前は国からの許可が必要であったが、現在は協議となっている。しかし、財政状況が厳しくなってくると対応が変わる。

歳出のチェックポイントとして絶対に払わないといけないお金がどれくらい占めているか（確実に出ていく経費、給与水準は自治体で決められる）。

絶対に払わないといけない義務的経費については、人件費は職員給与等、また扶助費として生活を維持するために必要な経費、例えば生活保護、保育所の整備・運営、小児医療費助成、障害者介護・自立・就労訓練、医療費助成などに加え、公債費として過去に発行した地方債の償還金対象となる。

投資的経費は、補助事業費は例えば道路を作ったら、半分国が補助してくれるが、自治体の負担もある。国直轄事業負担金は、国がバイパスを通す時など、自治体も出さないといけないし、単独事業費は自分たちで出来る。

繰出金は、大きな財布から小さい財布に出すもの（自治体の中でのもの）で、市が使うものであり、どこに幾ら使うという説明がなかったりする。これについては、特別会計で繰入金が入っているので大丈夫なようにサラッと流されてしまうが、これも本来は一般会計なので、本当に必要なものかどうか、しっかり見ておかないといけない。

西宮市の財政状況を参考に説明があったが、投資的事業の事業費とその増減については投資的事業予算額の推移のグラフが分かりやすくなっているとのことであった。基金残高の増減では、貯金をすることも大事だが、仕事せずに貯金しても市民のためにならないが、市の庁舎建替など目的のために貯金してる場合もあるので、確認しておく必要がある。

決算については、例え不認定と議会が言っても「ああ、そうですか」という事になる。予算でしっかり見ていかないと予算を議決したら、それで認めたことになるとの事でまだ予算は 1 回しか見ていないので、今後はもっとしっかり見ていかなくてはいけないと思った。

財政に対する指標は決算で見るべきで、各自治体で決算後にどの自治体も同じ条件で財政状況を比較できるようにしてあることから、今後は人口の近い他市との比較もしてみると参考になるというのが分かった。

その中で普通会計（決算の時だけ出てくる）は、統計上、一般行政部門の会計を普通会計（特別会計を抜き出して、それ以外を全て一般会計と合算して普通会計として比較する。）として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分している。

財政力指数は、各自治体が独自で稼ぐ力があるか。地方税をどれだけ稼いでいるか。財政力指数が高いところは自分のところで留保財源が大きく、財源に余裕があるという事であった。

経常収支比率は、どれだけ固定費（職員の人件費、生活保護費、公債費など）が回っているかであり、経常的経費が 70 %を超えると良くない。

健全化判断比率では、夕張市が財政破綻したが、第 3 セクターに一時貸付金を出していた。1 年以上になると地方債になるので勝手に出せない。今まで一般会計だけ見ていれば良いとなっていたが、特別会計、第 3 セクター等も含めて判断していこうということで、健全化を判断するようになった。しかも、良い悪いだけでなく 3 段階に評価することになった。また、実質赤字比率、凍結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標で議会に示さないといけないことになっ

た。

参加者の中には予算審議が当選後すぐで良く分からないまま終わったという状態だった方もあり、このような研修は当選後、出来るだけ早い時期にそれぞれの議会で学習の機会を設けるべきではないかと感じた。

○【演習】意見交換・質疑応答

演習では、埼玉県春日部市、兵庫県川西市、愛媛県四国中央市、福岡県糸島市の方とのグループとなり、各自治体の財政状況などについて、話し合った。糸島市は人口が微増しているとの事であったが、それ以外の自治体は減の傾向で今後の財政状況などが不安であるという意見が主であった。

意見交換の後、再度、全体会場に戻って質疑応答となったが、予算審議について、講演の中でも出てきたように特別委員会で審議しているかどうか、どのように進めているかについての質問があり、本市のように委員会審議の議会もあるが特別委員会を設けて審議しているところが多いように感じた。その特別委員会も各派代表だけが入って構成されているところもあれば、特別委員会を議員全員で構成している（議員数が多くない議会）ところもあるなど、違いがあった。

5月11日(木)

○【講義】地方議員と政策法務

新潟大学副学長 経済科学部教授 矢戸 邦久 氏

研修は気付きの場の提供である。職員は耳へん、議員は言べん、議員は語らないといけない。条例を語るという事は、あなたの町の政策を語ることで執行部に負けない政策立案が必要となってくる。

法律の体系と一般原則として、法は、日本国憲法に違反しているものは社会的支持を得ていない。役人は条例を作るだけでなく、作った条例を解釈し運用することにも力を入れている。

法律と法の違いは？法のうち、国会が制定するものが法律である。

平成5年6月に地方分権改革が行われ、これまでの成果として平成5年から平成26年が分権に取り組まれた時期で、前半の第1次地方分権改革で仕事の質を変え、後半の第2次地方分権改革で仕事のやり方を変えたり、仕事の量や業務、枠の見直しなどが行われた。

条例制定可能なものは、公共事務・団体委任事務・行政事務、自治事務、法定受託事務となっている。国からの通知はお知らせ・お願いであり、通達は今はこの言葉を使わない。

条例立案の留意点として、政策・制度の立案プロセスは①現行制度の理解（まず押さえる）②現状の理解（目の前の事案）③現行制度で理解できない問題点の把握④解決策の抽出（解釈）⑤解決策の制度化（④までで解決しない時は条例の立案、改正）となる。

立案の視点として、立法事実（条例の価値を下げないか？恥をかかないために）として条例の必要性、合理性を基礎づけるような社会的、経済的、政治的な事実（立法事実）の存在が必要。

あったら良いな条例は、しっかり法的妥当性（合憲性、適法性を裏付ける事実）が必要となる。特に規制条例は締め付けるもので作った以上は守られるもので実効性があるものでないといけな

いので、規制や税は、多少長くなっても表現の正確さと分かりやすさに留意し、しっかり作るこ

とが大切とのことであった。

立案の要領として、題名、総則的規定（目的規定、趣旨規定（趣旨と目的は微妙に違う）、定義規定、略称規定）、実体的規定（キーワードをこの規定に入れる）などを考慮すること等のお話であった。

○【演習】条例演習・意見交換

この演習では、新潟県見附市、三重県菰野町、岡山県和気町、佐賀県玄海町の方とのグループとなり、それぞれの自治体またはこの自治体の条例が良いと思ったものを持ち寄って紹介しあった。加古川市として特徴的な条例となる「加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例」について紹介し、現在 1,475 台の見守りカメラを設置（うち高度化見守りカメラ 150 台）して、より犯罪の抑止などに取り組んでいる現状などを紹介しました。

見附市においては「見附市健幸基本条例」では、平成 24 年に制定されたが、「健幸」というキーワードをもとに現状でも町の施策が図られる部分があるということで、ウェルネスタウンとして、そこで歩いて暮らせるまちづくり（コミュニティ作り）を行っており、小中学生バス代無料、大人も 100 円で出来るだけ歩くことを推奨し、町も出来るだけ中心地に集まるように、過疎化している地域には中心部への転居を促進する補助金なども用意し、町のコンパクト化を図ろうとしているとのことであった。グループ発表が当たる場合には、この条例を発表予定とすることとした。

他に和気町では「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」を平成 18 年に制定されているが、当時の町長（元小学校教諭）が日常から差別事象を目の当たりにしていたことから思いが込められているとの事であった。中学校の夏休みの宿題では生徒には人権作文、ポスターなどがあるが、子どもだけでなく、保護者も同じように標語を作ることとなっていることが紹介された。玄海町は「玄海町定住促進奨励金条例」を紹介されたが、原発があって町の財政は豊かだが、若い世代は就職は原発ですが、居住は隣町でして通勤してくるような現状であること、人口が減ると原発の補助金が減らされるという事であった。菰野町では「菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に関する条例」で、首長の提案が弱かったため、議員提案されたもので、再利用しないことには持ち込ませないということで、廃棄物の減量化や不法投棄抑止などについて取り組んでいるとの事だった。

○【演習】発表・全体討議・まとめ

全体討議では、富山県朝日町「朝日町子ども医療費助成に関する条例」で、過疎債を活用し、おうちで子育て応援金として 6 ヶ月～2 歳までの子に月 6 万、2 歳～3 歳の子に月 3 万を助成していること、保育料軽減として第 2 子半額、第 3 子以降無料で副食費・延長保育費を無償とするなど様々な子育て支援や助成を行っていることが紹介された。

兵庫県川西市「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準等に関する条例」で子どもの学力向上、生涯年収向上、やりがいのある就職に就く確率向上、引きこもり減少、いじめ問題減少への効果に向けて、働きながら子育てしていけるものを目指した条例を制定したとの事であった。

香川県小豆島町「小豆島町奨学資金貸付条例」では、人口減少が進んでいる中で、小豆島町で就

職する人の確保のため貸付の返還の猶予や返還の免除を制定し、役場、醤油工場、自営業などに就職しているような現状はあるが受け皿となる企業の選択肢が少ないことに悩みを抱えていることの発表があった。

三重県いなべ市「いなべ市議会基本条例」で市民の意見や考えを市民と議会が共有する機会の増加などを語り、市民団体も行政も参考招致したりすること、議員間の討議を行い、体制作りと活動基盤整備で会派そのものを一度考えるべきであることや、ICT チームを作りまたは委員会でも作って外部からプロを呼んでもっと便利に使えるような環境が必要であること等、議会検証評価をするような取組をされているとのこと等の発表があった。

5月12日(金)

○【講義】これからの地方議員に期待されていること

上智大学 法学部教授 三浦 まり 氏

ポイントとして、①「仕事の間」としての議会、②議員に求められること、評価されることに分けて話をされた。

「仕事の間」としての議会では、働く場所として考える中で、権力関係、優越性は存在しており、ハラスメントにつながる可能性がある。

「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」として、議会エコシステムを変え、女性や多様な人々が参画でき、ジェンダー平等を推進する推進力を発揮する。

全衆議院議員に以下のようなアンケートを取ったところ（回答率 85%ほど）、このアンケートを怖いと思ったや、左(派)を感じたと回答する人があったとの事であった。

- ・議会の役職の男女比（国会の 2023 年の議院運営委員会の写真を見ると、全員男性の議会、女性ゼロ委員会となっており、民主的で先進的な議会と言えるのか？）
- ・議会の開催時間
- ・産休育休（今は整いつつある）
- ・女性トイレ（国会は 1990 年代頃にはまだ設置されていなかった。ICU 大学や名古屋大学はオールジェンダートイレ、どんな人も被害に遭わないものが大事で、ドイツにもオールジェンダートイレがあるが、連れ込まれると分からないようなものである。）
- ・服装規程（ゴムのついたズボンやサブリナパンツが禁止というような議会がある）
- ・ハラスメント防止
- ・言葉遣い

講師がよく聞かれる質問として、①議会に女性がいない事の問題は？②女性が増えるとどう変わるの？③女性はなぜ少ないの？④どうしたら女性は増えるの？などがあるとの事で、そもそも民主主義で男女が同じくらいの人口であるのに、どう考えるのか？また男性ばかりのメリットを聞いたら、ある人が効率性と答えたという事であった。

ジェンダーギャップ指数 116 位の日本だが、今の子は気候変動やジェンダーギャップは当然学習している。どこでジェンダーギャップが起こっているのか？

あなたの地域の男女平等度合いは？という講義の中で <http://digital.kyodonews.jp/gender2023/> では各都道府県の男女平等度合いを見ることができる。政治では東京都、神奈川県、千葉県、栃木県、京都府の順となっているが、4月の統一地方選挙でどのように変わっているかが楽しみである。

また、行政では鳥取県、徳島県、滋賀県、福岡県、福井県の順で、特に鳥取県は片山氏が知事であったが、元々、片山氏が国から鳥取県の行政に入った時に女性の登用を積極的に行っており、その後、知事として戻ってきた時には女性管理職が多くなっていたという事であった。

候補者男女均等法の構図として、男女半々だから半々にするのが平等であり、議会の責務としては、環境整備、人材育成、セクハラ・マタハラ防止に取り組むべき。特に産休・育休を取れることや、乳児を連れて議会及び視察が出来ない環境は整備するべき。兵庫県小野市では地域女性リーダー人材育成を行っている。

女性の政治参画への障壁等に関する調査結果（令和2年度）では、地方議員を対象に政治参画を阻む要因を調査した結果、議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がハラスメント行為を受けたと回答している。

ハラスメントは①優越的な関係を背景②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害される（政治参画が害される、障がい者、男女差など）という3つの要件を満たすとハラスメント認定される。

例えば、「こんな大変な時期に妊娠しちゃって」みたいなことを言われるのはマタハラで法律違反、「女性であるのにすごいね」は褒めてるようで属性で差別されていると感じるものである。また、就活セクハラでは、OB訪問した子がレイプされた件は犯罪となる等の事案がある。

日本はハラスメント行為が禁止されていない。OECD32カ国で唯一日本のみが禁止されていないという話を聞き、情けなく感じた。また、民事・刑事法上の規定を持たないのも日本とチリだけで、ハラスメントを犯罪化する国は14カ国にものぼる。

このような中、ハラスメント条例が広がりつつあり、イギリスは一番良い差別条例を作っている。日本では、福岡県で「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」があり、議員が被害者となるものに対して作られている。

議会の中でハラスメントがあると見ている人がいる。女性だからと低く見られている。政治がもっと希望があって若い人がやりたいと思えることが大事である。議会ハラスメントはなぜ問題か？というと、社会がハラスメントにどう向き合い、取り組むのかという時に、議会が取り組めていないというのはどうか？

ハラスメントに気づく難しさとして、ハラスメントは優越する地位の濫用、例えば

- ・ 職位
- ・ 実体的な優位性（大きな顔ができること：経験や人脈など）
- ・ 社会における優位性（年齢、男性、異性愛、シスジェンダー、健常者、出自など）

無意識の偏見

- ・ ある属性を劣っているとみなす、議員にふさわしくないと思う

相手の受け止めをどう理解するか？

- ・ 立場の弱い人は拒否できない。 → 自分の強い立場性を利用し相手を傷つけ貶めることは、濫用・卑怯

しかし、加害者はこれに気付かない。

そのような中でハラスメント対策のポイントとして、ハラスメント研修を必須にすることや苦情処理手続きの際に、3つの機能の分離：〈相談（とりあえず聞く）〉→〈調査（行為者の話も聞く）〉→〈処分の決定〉として、議員の懲罰には独立機関の関与が必要で決定は議会がするという仕組みが必要であるとの事だった。

最後に市民との関りとして「議員の仕事」の理解が広がることが大切で、議員の仕事は何ですか？と聞くと「聞くこと」と答える。聴く→制度に落とし込む→調整→解決となるよう、もっとアウトリーチして一般市民に広げていくことが大切で、若者会議や女性会議など、どんどん広げて欲しいということで締め括られた。

その後、質疑応答の中で、女性議員から、子どもを学童（児童クラブ）に預けているが、警報で休みになり委員会があったので会派控室に居させて欲しいと要望したが、事務局から前例が今までにないと言われたのと、職員にもそういう場はないから職権乱用だと言われた。議員と職員を同じ扱いにするのはどうなのか？またネット環境もなく委員会を休んでもらっても良いと言われたが、それはどうなのか？という質問があった。内閣府のホームページでは育休、配偶者出産なども含め、フルスベックで載っているので参考にすると良いとの回答があった。

1 期目を対象とした研修で、5 日間受講できたことで、同じ悩みや思いを持つ議員と出会うことができ、研修終了後もグループLINEで情報交換などができていることは貴重である。研修内容は一度や二度の受講ではなかなか理解をするのは難しいというのが大半の意見で、既に複数回受講している議員も多くあった。何よりも知らないことからスタートしているので、知る努力は今後もしていきたいし、人脈を広げることで様々な議会の動きが見えて、研修後も勉強になると感じた。

他の議会も参考にしながら、今後の活動につなげていきたい。

			代 表 者	経理責任者
				
支 払 伝 票				経理番号
				10
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度	
項 目	研修費	金 額	69,635円	
内 容	地方議会総合研究所 「鳥獣被害に自治体ができること」(令和5年5月9日) 参加議員：織田正樹			
支 払 先	(株) 地方議会総合研究所	支払年月日	令和5年5月9日	
備 考	(株)地方議会総合研究所は 令和5年度より(株)廣瀬行政研究所へ商号変更 (内) 振込手数料 495円			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)				

☐ 現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料)
☒ 預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料)

ご依頼日 年 月 日

お指
振定
込日

年 月 日
0 5 0 4 2 0

お方
振込
込法

電
信

お振込先

お受取人

人

ご依頼

人

おと

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

当信銀信農
庫金行組協
他

支店

預金
種目

普通当貯
通座蓄他

口座
番号

種目

1-フリコミ
2-サキフリ

振込手数料

金
額

25,000

495

手数料区分

1. 都度
3. 後収 (一括)
6. 別収

○振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○渉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

お振込手数料には
消費税が含まれています。

ご利用くださいましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

但陽信用金庫



受付

為替070(%)

領収証

No.

2023 年 5 月 9 日

創生加古川 様

金 額

¥25,000

但 5月9日 セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

内

消費税等

現 金

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所



係



出張調査研修報告書

令和5年5月23日

市議会議長様

会派名 創生加古川

出張者氏名 織田 正樹



印

印

印

印

日程 令和5年5月9日

視察先 鳥獣被害に自治体ができること（東京）

視察（調査）事項

10:00~13:00 鳥獣害への社会的対応と担い手の育成

高橋俊守 宇都宮大学地域デザイン科学部教授

14:00~17:00 鳥獣被害に強い地域づくり

浅田正彦 合同会社AMAC代表

復命事項（所見及び感想）

別紙のとおり

出張に伴う経費の精算

前渡金額 69,140円

精算額 69,140円 過不足額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

出張調査届

令和5年4月7日

市議会議長様

会派名 創生加古川

代表者 玉川 英樹



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

織田 正樹

調査都市名及び調査内容

研修先 : 地方議会総合研究所 (東京都文京区千石2-34-6)

日程 : 令和5年5月9日 (火)

研修内容 : 鳥獣被害に自治体ができること

出張期間 令和4年5月8日 (月) ~ 5月9日 (火) (2日間)

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 14,000 円 × 1 日分)	14,000 円	加古川駅 (IR神戸線)
	鉄 道 賃 (8,810円 × 2)	17,620 円	西明石駅 (新幹線)
	急行料金 (6,260円 × 2)	12,520 円	新神戸駅 (新幹線)
	航 空 賃 ()	円	東京駅 (JR山手線)
	車 賃 ()	円	池袋駅 (徒歩)
	船 賃 ()	円	研修会場
	出席者負担金 (受講料 25,000円)	25,000 円	《以上往復》
	そ の 他 ()	円	
	合 計	69,140 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※往復割引適用後の運賃 9,790円×0.9=8,810円 (10円未満切捨て)

※午前6時までに出発しないと間に合わないため前泊とする。

鳥獣被害に自治体ができること

5月9日(火)

10:00～13:00 「鳥獣害への社会的対応と担い手の育成」

高橋俊守 宇都宮大学地域デザイン科学部教授

14:00～17:00 「鳥獣被害に強い地域づくり」

浅田正彦 合同会社 AMAC 代表

「鳥獣害への社会的対応と担い手の育成」

農民たちに鉄砲が広く普及していたのは、獣害対策のための脅し鉄砲(空砲)が農民の必需品であったためであると考えられている。また、イノシシやシカの侵入防止のための「シシ垣」が各地に残されていることから、野生鳥獣と人間の軋轢は、我々の祖先から取り組んできた古くて新しい地域課題である。

1. 鳥獣害の種類

野生鳥獣と人間の軋轢は、農林水産業、生活安全、自然生態系の幅広い分野において生じており、深刻化している。鳥獣被害はこれまでは、野生鳥獣の主な生息地である山間地や中山間地、里山において発生するものとされてきたが、近年では、都市区域に侵入した野生鳥獣が人間の生活や生命を脅かす事例が増えており、鳥獣被害は広域化・顕在化してきている。

2. 社会問題化した鳥獣害

21世紀に入り、鳥獣被害対策のための法律が制定、改定されるなど行政も対策に迫られている。

・「外来生物法」 平成16年制定

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

対象は、アライグマ、ヌートリア、キョン(ハクビシンは明治以前に移入されたため範囲外)。

※ハクビシン被害が増大しているため捕獲・排除するしかない。

・「山村振興法」 昭和40年制定、平成17年改定

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承に重要な役割を担っている山村の振興を図る。鳥獣被害の防止について適切な領域を求める規定を盛り込む。

※農村・農林水産業の衰退による里山の利用低下や農業集落機能の低下により、人と野生鳥獣のバランスが変化し被害が拡大している。

・「鳥獣被害防止措置法」 平成19年制定

鳥獣による農林水産業への被害防止のため、鳥獣被害防止計画を作成し、鳥獣被害対策実施隊を設置する。

・「鳥獣保護管理法」 平成26年改定

鳥獣の管理を図るための措置を導入…生息数を適正な水準に減少させ、生息地を適正な範囲に縮小させる。

※捕獲の人材確保が課題となっている。…ハンターの減少と高齢化対策

3. 鳥獣害を考えるための枠組み

鳥獣被害の発生の防止と被害額の抑制は、野生鳥獣の加害力の理解と人間社会の防止力・対応力の向上の力関係による。野生鳥獣による加害力への理解は、野生鳥獣に関する科学的知識や情報が重要となる。被害防止力の向上は、被害地域の環境管理、追い払い、侵入防止柵の設置などに加え、個人や組織のまとまりや地域ぐるみによる取り組みが重要である。知識と経験の蓄積が鳥獣被害に強い地域づくりを実現する事ができる。

4. 鳥獣害のモニタリング

野生鳥獣の生息状況や人間の対策行動の影響により、時間の経過とともに変化する鳥獣害の最新の情報を把握するために継続的に行う調査のことである。

・対策にともなう目標設定の根拠となる基礎情報となる。

・対策の効果を評価するための基礎情報となる。

(1) 国・都道府県によるモニタリング

① 森林被害

森林被害統計調査要領により行われ、森林被害面積のうち7割がシカによるものである。森林生物多様性基礎調査に鳥獣害に関する項目が含まれ、モニタリングされている。

② 農業被害

野生鳥獣による農作物の被害状況調査要綱により行われ、全国の農作物被害金額は減少傾向にある。これは、営農意欲が減少しているため被害総額が上がってこないのではないかと考えられる。農作物被害金額の7割がシカ・イノシシ・サルによるものである。

(2) 地域で求められるモニタリング

① 集落環境診断

PDCA サイクルに基づき行われる地域の鳥獣被害対策の計画と効果測定に必要な基礎データとなる。関与度合いの高い地域住民と行政、専門家、鳥獣管理士が連携し集落環境診断を行い、情報を共有することが重要である。

- ・地理情報システムを利用し、鳥獣害のモニタリングをデータベース化する。
 - ・個別の農家や個人を対象に情報を掘り起こし、町丁・字等の小地域や集落単位で集計する。
- ※集落や小地域で実用化できる、鳥獣害モニタリング方法をどの様に確立するかが課題である。

5. 鳥獣対策の担い手となる人材の育成

農山村だけでなく、住宅地や道路など人の生活圏にも野生鳥獣が出没するようになり、人と野生鳥獣の軋轢が生じ、全国的に大きな社会問題になっている。人口減少や里山の荒廃、耕作放棄地の増加等は野生鳥獣に生息地を供給し、人との生活圏の境界をあいまいにするため、鳥獣害は今後より一層深刻な問題となることが予想される。市町村は、現場の行政機関として対応が求められる。行政機関のみに対応を求めることは限界があり、民間や大学から担い手を確保する必要がある。鳥獣対策の担い手となる人材は、知識や技術を備え、意見を調整し住民との協働し助言や指導をしなければならない。鳥獣被害の担い手となる人材の育成は重要である。

※鳥獣管理士資格制度は、専門的な学習を修めた人材を育成し、地域課題の解決への貢献が期待される。

「鳥獣被害に強い地域づくり」

1. 害獣の生態と対策の基礎

イノシシの生態と対策

- ・食べ物:雑食性
- ・生息環境:林縁部(草地、放棄田、河川敷)
- ・警戒心が強い・人なれしてくる⇒市街地への出没

イノシシ管理の基礎

捕獲・防護・環境整備

2. 市町村が行う鳥獣害に強い地域づくり手法

鳥獣被害対策は誰がやるべきか？

- ・民法上の「無生物」で被害の特定の管理責任者がいない。
- ・台風・地震・大雪・害獣は、「自然災害」の一つである。

自助＝住民

共助＝集落・地域

公助＝市町村・県・国

現状は、急速な農村社会の変化により、害獣の分布が拡大し住宅地への出没など被害の形態が変化している。この事より、住民の対策意識の向上が重要となって来ており、自律的な共助対策が機能する地域の体制づくりが必要である。GIS 分析・集落アンケート・現地調査を行い、地域の体制整備プランの作成に加えて、行政からの情報提供により、住民との信頼関係を構築することで自発的対策意欲が向上する。共助と公助の組み合わせにより集落ぐるみで、効果が上がり「勝てる戦い」をする事が重要。

3. 鳥獣害特措法と交付金・補助金制度概要

・鳥獣被害防止総合対策交付金

防護柵の設置(資材費全額補助)

推進事業→研修会・講習会・対策会議、生息状況調査、捕獲活動・緩衝帯整備
(1/2 補助)

・捕獲「補助者」制度

狩猟免許を持たない者の有害鳥獣捕獲への補助者としての参加を可能とする。

4. 市町村担当者の置かれている状況

鳥獣管理士や民間支援事業者などの専門官の配置により、PDCA サイクルを確立する。

施策立案→対策実施→評価→見直し→施策修正→実施→…

5. シビエ振興の功罪

シビエ利用の産業(飲食店)を優先するのか、地域の被害対策や農山村の地域振興のためかを考える事。

※シビエ振興の目的として、農山村の地域振興策としての利活用を促進すべきである。

6. 未熟な行政制度による住宅地出没対策

・庁内体制の整備

・情報収集・危険性評価

・広報・注意喚起

・事前対策(捕獲・環境整備)・出没しにくくする+捕獲

・出没時現地対応(警察・消防団)などの専門チーム

上記の 5 つの対策をとり対応することが重要。

7. 鳥獣被害対策と地域振興

経済活動としての農林業か、人身被害か対策により守りたいものは何であるかを考える。

【所感】

鳥獣被害に対して、アライグマ被害に対応するには、鳥獣保護管理法や外来生物法により環境省管轄の環境部の対応になる。また鳥獣被害防止特別措置法は農林水産省の管轄で農林水産課になる。加えてカモシカやサルのような天然記念物の被害に関しては文化財保護法により教育委員会等の関係部署が対応することとなり、対応すべき部局が決まっていないのが現状である。また、イノシシは市の対応であるが、シカに対しては県が対応するなど、ほとんどの場合、被害発生の都度の対応になっているのが現状である。行政として被害の発生に対し組織を横断してどのように対応するか。「現在の組織で対応するのか、新しい組織を作るのか。」という事からまず決めていくべきである。加えて事前の対策としての地域の環境整備や対応策のマニュアル化、組織化が重要である。加古川市においても市北部地域ではイノシシやシカを始めとした有害鳥獣による農業被害が報告されている。集落が自衛のために団結して対応することが一番必要であるが、市においても被害を各部署で共有し強く関与する体制になっているとはいえない。市街地への出没が報告されている中、鳥獣被害の解決に向け部局を横断した組織と取り組みが必要となって来ているものと考え。また、鳥獣被害を災害の一つとしてとらえ、市と住民、地域と連携して対応することが重要と考える。鳥獣被害対策へのさらなる体制強化が必要と考える。

以上

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票	経理番号
	11

会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料購入費	金 額	2,431円
内 容	書籍 「学校では教えてくれない生活保護」 1,562円 「人口減少社会の未来学」 869円		
支 払 先	株式会社未来屋書店 加古川店	支払年月日	令和5年5月13日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

2023年 5月13日(土)

領 収 証 様

創生加古川

¥2,431-

上記正に領収しました(消費税等 ¥221-を含みます)

書籍代として

株式会社未来屋書店
加古川店
TEL 079-456-1125

担当者

0001-1620-8010

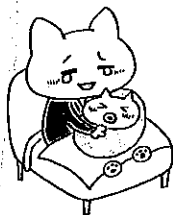
¥2,431
¥221)

(消費税等
16%

※保管上のお願
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

雨宮処凛

Amamiya Karin

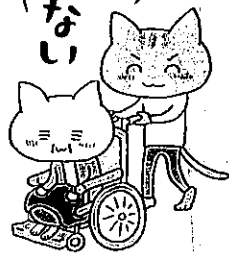


生活保護

GAKKOUDEWA
OSHIE TEKURENAI
SEIKATSU-HOGO



学校では
教えてくれない



学校では教えてくれない生活保護

雨宮処凛



9784309617473



1920395014200

ISBN978-4-309-61747-3

C0395 ¥1420E

定価 本体1420円(税別)

1562円(10%税込)



河出書房新社

河出書房新社

内田樹 編

未来学

The Futurology of Japan's Shrinking Population

人口減少



9784167916817



1920195007907

ISBN978-4-16-791681-7

C0195 ¥790E

定価 (本体790円+税)

今世紀末までに日本の人口が半減する!? 若い失業者があふれ、高齢者は年金を受け取れず、社会制度が機能不全を起こす——。最悪の事態に陥るのを回避する特効薬はあるか。政治学者から保育士、建築家まで、第一線で活躍する11人の筆者が文明史的スケールの難題に挑む! 内田樹と藤谷浩介による文庫版スペシャル対談も収録。

う 19 26



文庫文庫

内田樹 編

小田嶋隆 佐々木 康 藤谷 浩介

高橋 博之 平山 寛美 森岡 洋子

大内 仁志 山崎 洋一 藤谷 浩介

う
19
26

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			12

会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料作成費	金 額	16,221円
内 容	コピー機使用料 令和5年 4月分		
支 払 先	キャノンマーケティングジャパン (株)	支払年月日	令和5年5月23日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

2023年04月26日

創生加古川 代表 玉川 英樹 御中

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2023年05月23日

お引落口座：信用金庫
支店

お客様番号
請求書No. : 73641231
締日 : 2023年04月分
ご請求額（税込）：¥16,221-

契約書No.	設置先名	加古川市議会	創生加古川	請求期間	2023/03/24~2023/04/25	伝票No.	KE000124065078
製品名	IR-ADV5535F	シリアルNo.	XUV12331	今回値	前回値	控除数	ご使用数
1	カラーコピー	11,128	10,460	6	662		
2	カラープリント	57,230	56,485	7	738		
3	ブラック	109,758	108,508	12	1,238		
品名	カウンター保守料金			数量・月数	単価	金額	
1	カラーコピー			1 ~	662	10.00	6,620
2	カラープリント			1 ~	738	9.00	6,642
3	ブラック			1 ~	1,238	1.20	1,485
				(ミニマム 1,000カット/月含む)			

<各種サービス料金合計>	料金合計（税抜）	14,747
	(10%対象)	14,747
	消費税等	1,474
	ご請求額合計	16,221

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / レ...一部ご入金済

Canon

領収証

発行日 : 2023年05月26日
領収証No. : 230500254891

創生加古川 代表 玉川 英樹 御中

¥16,221-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2023年05月23日

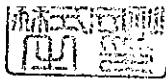
印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

代 表 者	經理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				13
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	14,256円	
内 容	コピー機リース料 令和5年 5月分			
支 払 先	新生コベルコリース（株）	支払年月日	令和5年5月29日	
備 考				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				



B 00270

領 収 証

創生加古川 大野恭平 殿

金 額	円
¥14256	

収入印紙

5万円未満及び
相殺の場合不要

リース料として55/60回
但し (契約No. [REDACTED])
現金、小切手、振込、相殺、手形 自動集金

上記金額正に領収しました

2023 年 5 月 29 日

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

新生コベルコリース株式会社

取扱者



社印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

お支払い予定表

1/2 頁
2022年9月21日

675-0031

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

創生加古川 玉川 英樹

御中

675-0131

兵庫県加古川市加古川町新野辺畑下1525番2号

(加古川神鋼ビル)

新生コベルコビル株式会社

079-437-9536

契約番号		リース料	792,000円
契約日	2018年11月21日	消費税	63,360円
契約期間	60ヶ月	支払回数	60
支払日/	2018年11月30日	～	2023年10月27日
金融機関名	*****		
口座情報	*****	口座番号	*****
		口座名義人	ソセコカワ材ノキウエイ
物件名	キヤノン i R - A D V C 5 5 3 5 F II		

回次	お支払日	お支払方法	お支払額	リース料	消費税
1	2018年11月30日	振込	14,256	13,200	1,056
2	2018年12月31日	振込	14,256	13,200	1,056
3	2019年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
4	2019年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
5	2019年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
6	2019年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
7	2019年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
8	2019年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
9	2019年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
10	2019年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
11	2019年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
12	2019年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
13	2019年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
14	2019年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
15	2020年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
16	2020年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
17	2020年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
18	2020年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
19	2020年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
20	2020年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
21	2020年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
22	2020年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
23	2020年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
24	2020年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
25	2020年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
26	2020年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
27	2021年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
28	2021年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
29	2021年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
30	2021年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
31	2021年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
32	2021年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
33	2021年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
34	2021年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
35	2021年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
36	2021年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056

お支払い予定表

2/2 頁
2022年9月21日

回次	お支払日	お支払方法	お支払額	リース料	消費税
37	2021年11月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
38	2021年12月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
39	2022年1月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
40	2022年2月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
41	2022年3月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
42	2022年4月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
43	2022年5月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
44	2022年6月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
45	2022年7月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
46	2022年8月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
47	2022年9月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
48	2022年10月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
49	2022年11月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
50	2022年12月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
51	2023年1月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
52	2023年2月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
53	2023年3月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
54	2023年4月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
55	2023年5月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
56	2023年6月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
57	2023年7月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
58	2023年8月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
59	2023年9月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056
60	2023年10月27日	□座振替	14,256	13,200	1,056

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			14
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料作成費	金 額	26,482円
内 容	パフォーマンスチャージ料 令和5年4月分使用料		
支 払 先	株式会社 六甲商会	支払年月日	令和5年5月29日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

No. 204798

2023 年 5 月 29 日

お得意先コード

創生加古川 様

下記金額正に領収いたしました。

金 額	¥26,482 *
-----	-----------

※集金担当者印のないもの、金額の訂正のものは無効です。

印 紙
50,000 円未満
印紙不要

但し 5/29 引落し分

コード	種 類	金 額
31	現 金	
32	小切手	
33	振 込	2 6 4 8 2
34	手 形	
35	相 殺	
36	その他	
37		
合 計		2 6 4 8 2

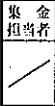
手 形 内 訳 通
(金 額) (期日)

¥		
¥		
¥		
¥		
¥		
¥		



675-0038
〒 加古川市加古川町木村82

☎ 079-429-2301

集 金 担当者	取 扱 担当者
	

〒 675-8501

加古川市加古川町北在家 2000

加古川市役所内

創生加古川

御中

請求書

株式会社



加古川支店

〒675-0038 加古川市加古川町木村82

Phone: 079-429-2301 Fax: 079-429-2302

取引銀行

銀行

支店

担当者

検収

(自動引落)

■請求締切日 2023/ 4/30

■お支払予定日 2023/ 5/27

■当月お買上高合計

26,482

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額
			税抜御買上額	消費税	
14,229	14,229	0	24,075	2,407	26,482

当月ご請求額

¥ 26,482

「※」は税込/「※」は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	備 考
2023/ 4/ 6 0000619389	パフォーマンスチャージ料 IMC4500 231313 消費税	1	0 (10%) (10%)	24,075 2,407		
	【伝票計】			26,482		
2023/ 4/27 0000203567	自動引落-リコーリース27日 【伝票計】				14,229	
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		24,075	2,407	26,482		
	税率内訳(10.00%)	24,075	2,407	26,482		
	以下余白					

累計

¥26,482

¥14,229

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			15
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	備品消耗品費	金 額	30,910円
内 容	コピー機リース料 令和5年 4月分		
支 払 先	リコーリース株式会社	支払年月日	令和5年5月29日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

リコーリース株式



毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

東京都千代田区紀尾井町4-1

領 収 日	2023 年 5 月 29 日
領 収 額	30,910 円

印紙税申告納
付につき越町
税務署承認済

お支払方法	口座振替
振 替 口 座	信用金庫 支店 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 ソウセイカコカワ オオノ キョウヘイ

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
	23. 5. 1~23. 5. 31	24	28100	2810

続きは裏面をご覧ください。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票	経理番号
	16

会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	調査研究費	金 額	1,080円
内 容	やねだん視察（6月1日） 手土産		
支 払 先	長谷川銘菓堂	支払年月日	令和5年5月29日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領収証
2023 年 5 月 29 日
創生加古川 様
¥ 1,080 -
但 手土産代 消費税込

上記、正に領収いたしました。

加古川市加古川町北在家2202
長谷川銘菓堂
電話 079-422-3369



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			17

会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	調査研究 研修費 	金 額	141,232円
内 容	「やねだん」視察（令和5年6月1日） 地方議員研究会 「新人議員研修全国キャラバン 議員活動新人研修」（令和5年6月2日） 参加議員：藤原みつえ・清水玲子		
支 払 先	一般社団法人CKセミナー 他	支払年月日	令和5年6月2日
備 考	（内）振込手数料 495円		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

貸渡計算書

NO. 4

契約日 2023 年 6 月 1 日

借受人及び運転者	氏名	藤原 みつえ 様		契約料金	4,800	基本料金	
	住所					超過料金	
						割引(増)料金	
						乗捨料金	
	免許証	公安委 号 有効期限				燃料代	
貸渡期間	6 月 1 日 13 時 00 分⇒ 6 月 1 日 20 時 00 分				1,100	バンク修理代他	
	帰着時間 月 日 時 分 (延 時間)					免責補償料金	
						手数料金	
利用区間	鹿児島中 営業所⇒ 鹿児島中 営業所			0	ナビ	1	
貸渡車両	車種クラス	S	帰着メーター		0	禁	1
	車名	ルーミー	出発メーター	72,286	0	ETC	1
	登録番号	福岡 506 わ 2664	実走行Km				
摘要	ご利用目的 観光 ご利用人数 2 人			5,900	総利用料金		
	コメント						
				5,900	合 計		
	楽天(時間制/2023.4〜)免C別			5,900	お支払 後払い		
	クーポン/パウチャー				お支払 クーポン		
出発クレジット			お支払 パウチャー				
			お支払 現金				
発 鹿児島中		取扱者	着 鹿児島中	取扱者		お支払 商品券	
099-251-0050			099-251-0050			お支払 クレジット	
8:00〜20:00			8:00〜20:00			お支払 電子マネー	
				5,900	精算金総額		

上記料金は消費税を含みます。

貸渡人 福岡市博多区東比恵3丁目1番2号
東比恵ビジネスセンタービル4階
バジェットレンタカー

契約書No:

お客さま用

倉生 加古川	領 収 証	No. 0000097
藤原 みつえ	様	2023年6月1日
¥ 5 , 9 0 0		内訳 現金 Y 5 , 9 0 0
但し、レンタカー料金として上記金額を領収いたしました。		
上記正に領収いたしました。		
収入 印 紙	株式会社イデックスオート・ジャパン 鹿児島中央駅営業所 鹿児島市上之園町10-15	取扱者

領 収 証

倉生 如古川 藤原みづえ様

2023年 6月 / 日

★ 75,000-

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

柳谷町内会

会長 豊重哲郎

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

倉生 如古川 清水玲子様

2023年 6月 / 日

★ 75,000-

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

柳谷町内会

会長 豊重哲郎

コクヨ ウケ-1048

※ 規程料として

倉生 加太一 様

[領収書]

桜島フェリー

御乗船ありがとうございます
TEL(099)293-2525
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/index.html>
《鹿児島行き》

2023年 6月 1日(木)18:59 #000001
0000141 - 4 6183

4M未満 ¥1,400

小計 ¥1,400
買上点数 1点

合計 ¥1,400
お預り ¥2,000
お釣り ¥600



便利でお得な回数券は、
いかがでしょうか!!

詳しくは営業課まで
お問い合せください。※車両回数券

倉生 加太一 様

[領収書]

桜島フェリー

御乗船ありがとうございます
TEL(099)293-2525
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/index.html>
《桜島行》

2023年 6月 1日(木)13:43 #000002
0000232 - 3 2884

4M未満 ¥1,400

小計 ¥1,400
買上点数 1点

合計 ¥1,400
現金 ¥1,400



便利でお得な回数券は、
いかがでしょうか!!

詳しくは営業課まで
お問い合せください。※車両回数券

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月01日 19:26

売上 倉生 加太一 様

46001-776829-759

現金固定

車両番号

実車番

2664

0026-00

レギュラー

P-02

7.81L

*

184円

¥1,437

合計

¥1,437

(消費税10%対象

¥1,437

内消費税等

¥131)

釣銭 10000-8563 5000-3563

2000-563

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。

岩崎産業 株式会社

DD鹿児島SS

鹿児島県 鹿児島市泉町18-11

TEL:099-226-0285 SS-046001

シートNo 1038-01 データNo5615-5617

011 2023/06/01

現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料)
預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料)
ご依頼日 年 月 日

お指振定日 05 05 16 年 月 日
お方振込法 電信

お振込先 当信用金庫 支店
お受取人 フリガナ シヤ) C K セミナー 様へ
おなまえ 一般社団法人 CK セミナー 様へ

預金種目 普通口座 金額 10,000 円
振込手数料 495 円
振込手数料区分 1. 都度 3. 後取 (一括) 6. 別収

- 振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
- 電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 渉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

ご利用くださいましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

但陽信用金庫



受付

為替070 (3%)



出張調査研修報告書

令和5年 7月 3日

市議会議長様

会派名 創生加古川

出張者氏名 藤原みつえ

清水 玲子



印

印

下記のとおり報告します。

日 程	令和5年 6月 1日 ～ 令和5年 6月 2日
視 察 先	鹿児島県鹿屋市串良町上小原 柳谷自治公民館「やねだん」 鹿児島県鹿児島市東千石町2-30 NCプラザ天文館
視察（調査）事項 やねだん視察 行政に頼らないまちづくりをどのように地域に浸透させていったか。 現館長の後継者育成や独自の収益の使い方について。 新人議員研修全国キャラバン・1期目に絶対に注意してほしいこと ・セミナーで多い質問の共有 ・職員からみた議員の見える方 ・先輩議員に教えてもらおうとダメになる例 ・基礎知識としての財政のポイント ・議会と議員が出来ること出来ないこと ・質疑や質問の組み立て方 ・先進事例を自分の街で質問することの問題点 ・過去5,000人が聞いた 役所を動かす質問の仕方の必須要件 ・相手を知り自分を知る～役所の仕組みと予算のスケジュール	
復命事項（所見及び感想） 別紙のとおり	
出張に伴う経費の精算 前 渡 金 額 139,040 円 精 算 額 140,737 円 過 不 足 額 1,697 円 ※フェリー代の変更及びガソリン代の追加による精算	

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

出張調査届

令和5年5月19日

市議会議長様

会派名 創生加古川

代表者 玉川 英樹



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

藤原みつえ、清水玲子

調査都市名及び調査内容

鹿児島県鹿屋市串良町上小原 柳谷自治公民館「やねだん」視察

鹿児島県鹿児島市 新人議員研修全国キャラバン受講

地方議員研究会 主催

出張期間 令和 5年6月1日(木)～ 6月2日(金) (2 日間)

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 14,000 円 × 1 日分)	14,000	別紙のとおり
	鉄 道 賃 ((10,590円 + 170円) × 2)	21,520	
	急行料金 (9,790円 + 9,990円)	19,780	
	航 空 賃 ()		
	車 賃 (レンタカー代) (5,900円)	5,900	
	船 賃 (フリート 車1台 + 運転手1名分) (1,070円 × 2)	2,140	
	出席者負担金 (机料 + 受講料) (5,000円 + 5,000円)	10,000	
	そ の 他 ()		
	合 計	73,340	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※往復割引適用後の運賃 11,770円 × 0.9 ≒ 10,590円 (10円未満切り捨て)

※もう1名分の旅費額は、上記金額のうちレンタカー代(5,900円)を除く。

また、フリート代は1名分(200円 × 2)と算入のため、15,700円

視察行程表

【6月1日（木）】

加古川駅 08:02 発 — (JR神戸線) — 08:12 着 姫路駅 08:33 発 —
(JR新幹線さくら545号) — 12:18 着 鹿児島中央駅 12:30 発 — (レンタカー)
— 12:50 着 鹿児島港 13:00 発 — (桜島フェリー) — 13:15 着 桜島港
13:20 発 — (レンタカー) — 14:30 着 柳谷自治公民館「やねだん」

柳谷自治公民館 連絡先 0994-63-1731

【行政視察】

14:30～16:30 行政に頼らない「むら」おこしについて

柳谷自治公民館「やねだん」 17:00 発 — (レンタカー) — 18:15 着 桜島港
18:25 発 — (桜島フェリー) — 18:40 着 鹿児島港 — 19:00 着 鹿児島中央駅
19:24 発 — (鹿児島市電) — 19:32 着 天文館通駅 — (徒歩) — 宿泊先

【6月2日（金）】

宿泊先 — (徒歩) — 研修会場

【研修】

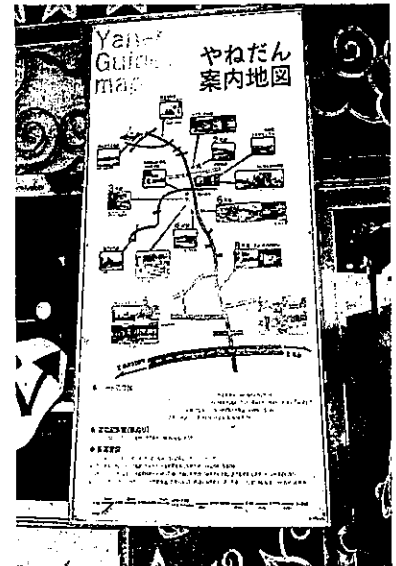
10:00～16:30 地方議員研究会「新人議員研修全国キャラバン」

研修会場 — (徒歩) — 天文館通駅 16:50 発 — (鹿児島市電) —
17:01 着 鹿児島中央駅 18:41 発 — (JR新幹線さくら572号) —
22:24 着 姫路駅 22:35 発 — (JR神戸線) — 22:45 着 加古川駅

【目 的】

令和5年5月に全国市町村国際文化研修所(JIAM)で研修を受講した際、一緒に受講した他県の議員より、「鹿児島に行くなら絶対にやねだんを見てきた方が良い」というアドバイスをいただいた。地域活性化の取り組みを行い、行政に頼らないまちづくりとして、地区で収穫できるさつまいもを使ったオリジナル芋焼酎「やねだん」の開発・販売、赤唐辛子栽培からコチュジャンを開発するなど集落の独自財源を築いたり、「やねだん故郷創生塾」を主宰し1,000人を超える卒業生が全国で活躍していること等、どのように地域に浸透させていったかを知りたいと思った。

また、現館長が当初から現在まで中心となって進めてきていることから、後継者育成についてはどのような体制があるか、さらに独自の収益についての使い方、「平成14年第8回日本計画行政学会「計画賞」の最優秀賞をはじめ「平成30年度ふるさとづくり大賞」の最優秀賞(総理大臣賞)等、今までに様々な賞を受賞されている先進的なまちづくりについて、本市においても参考にできる取り組みがあるのではないか。



【やねだん案内図】

娯楽、宿泊、発酵施設等

【内 容】

1996(平成8)年に当時55歳で自治公民館長に就任されて以来、住民とともに「行政に頼らないまちおこし」に取り組まれてこられた柳谷自治公民館館長(柳谷町内会会長)豊重哲郎氏より「地域再生&創生」～行政に頼らない感動の地域づくり～と題して、地域再生のDVDを見ながら講話をいただいた。

① 土台づくり(3・3・3・1=10の方程式)

行政に頼らないためには企業会計が原則(人財、帳簿(数字で語る)、総力戦で取り組む、納税)。このためにリーダーは不可欠で、30%は自主参加者、30%は義理参加者、30%は無関心層、10%は反目者層というのが基本の方程式。

当初は重鎮である高齢者の方から反発されていたが、顔とフルネームを覚え、その人の事を知り、15年間音信普通であった息子さんを探し出し、その重鎮である父親に宛てて手紙を書いてもらって、高校生にメッセージ放送をしてもらったことで笑顔に繋がり信頼を得て、積極的に活動に参加してもらえるようになった。

目配り・気配り・心配りをすることで円満な和を築ける。リーダーである前に先ず人間力が必要。ヒーローにならなくていい。黒子、脇役でいい。地域活動に補欠はいないという考え方で1人で頑張らず、誰でも参加できるよう、それぞれの才能を引き出せばいい。

地域課題を正面突破するには「あわてるな、急ぐな、近道するな」の忍耐力・企画力・演出力・財務力が必要である。

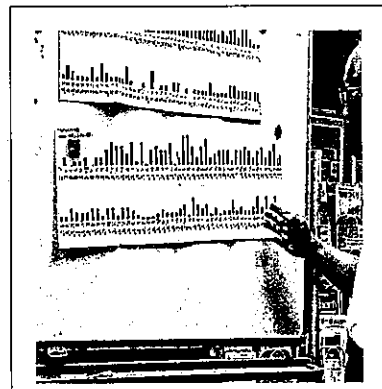
② 地域がどれだけ住民で出来ることをしようと思うか。

(住民自治)

自分の住んでいる地域について何が出来るかを考える上で一番初めにしたことは人口分布図の作成。

人口分布図が出来ると「テーマ」が出来ると。逆にテーマが出来ないと何も出来ない。

人口バランスが取れば村はなくなる。



③ 高齢者対策 (福祉)



『人は財産』である。

「やねだん故郷創生塾」を主宰し 1,000 人を超える卒業生が全国で活躍している。

やねだんと違うところもあると思うが、それぞれの地域で「よくこのテーマを気付いたね」というところを見つけることが大事。

例えば、テーマとして、超高齢であれば超福祉。

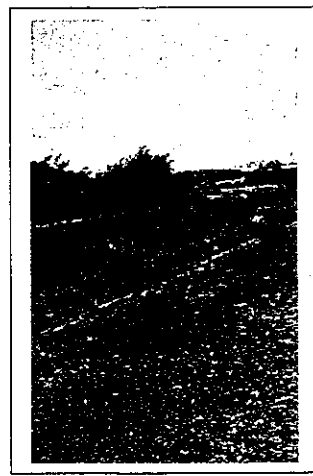
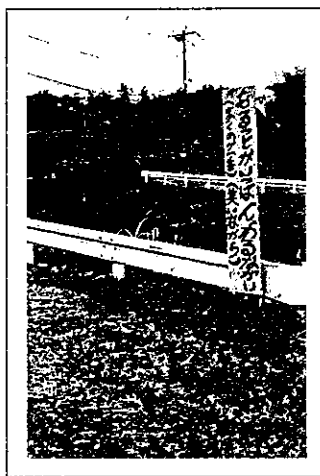
やねだんでは高齢者の孤独死を心配し、身近で誰が守れるかを考えた結果、ブザー(1軒5万円)を全ての高齢者宅に取り付けた。

更に高齢者が家に籠らないために、貸出用のやねだん仕様の手押し車を購入し貸与したり、寝たきりになる前にすべきことは健康寿命対策であることから『ころばん体操』を取り入れた。

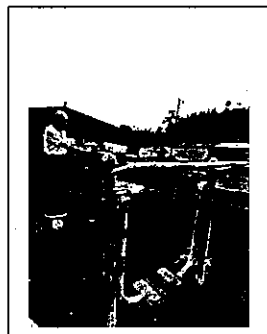
これは、歌を歌いながらおもりを付けて行う体操で、高齢者は喋らないと喉が詰まり出すことから、始めた。

さらに、健康増進のため往復 1,000 歩するための道を整備。

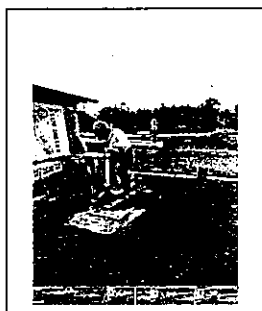
手押し車でも、子どもでも、ウォーキングでも、その人のペースで往復 1,000 歩(この整備した道を 1 往復すれば大体 1,000 歩となることを計算して整備)してもらうために、様子が見渡せる一直線の道を整備し、お互いを見守りながら健康増進に繋げることに取り組んだ



(整備したウォーキングロード) 各写真の端に見える橋まで



(運動遊具)



ウォーキングロードのすぐ横には運動遊園が作られていて、高齢者がお金を払わずに健康増進ができるよう、韓国の公園でよく設置されているローリングウェスト、ステップサイクル、サイクルマシンなどの遊具を購入するには輸送費だけでも高額となるため参考にして、やね

だん仕様の健康遊具を作り設置されている。いつでも自分たちの都合で無料で使用できること、子ども達も一緒に使用できることが良いとのことであった。

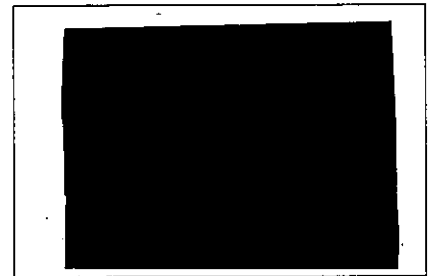
④ 少子化対策（福祉）

人口分布図を作成し、青少年がIターンやUターンをしようと思うにはどうすれば良いか、20～30年後を考えた時に、Zoom会議が出来るよう公民館にWi-Fiを完備。畳もやめてパイプ椅子にした。ただ飲み食いするだけの公民館ではいけない、進化していく文化に取り残されないことがテーマと考え対応した。

また、躓いているところを発見してあげるだけで不得手な所が分かるようになるので、義務教育の落ちこぼれを作らないという考え方から今でも公民館で寺子屋をしている。

コロナ前は町ぐるみで「ミッドナイトウォーキング大会」を開催し、46kmの距離を大人から小さい子までが参加し、高校生が小さい子と手をつないで一晩歩いてゴールした。それをずっと続けていた。

更に、やねだんでは高校生による有線を使ったメッセージ放送を行っており、母の日、父の日、敬老の日に感謝する人などに宛てた手紙を代わりに朗読を行ったり、小学生が夏休みにメッセージ放送を送っている。住民がお互いに名前を知っているからこそ出来ること。



公民館に掲げられている看板などの文字は、高校生までの子ども達が自分たちで言葉を考え書いている。子どもをいかに地域に引き出すか。今はパソコンでも出来るが、子どもは手書きで十分出来るし手書きが良い。自分たちで作ったものを壊すことはない。また、自治会内にゴミ箱は置いていない。自分たちが出したものは自分で捨てるということが身に付いている。

やねだんの名前が知られるようになり、高校卒業後に進学や就職で離れていった若者のUターンやIターンしてくる若者が入ってくるようになったことで、2018年4月には小学生12人、幼児15人となり、翌年には、集落機能維持のためには人口の10%くらいが少子(0～14歳)であることを目標に現在も取り組まれている。

⑤ 環境（住むにふさわしい、学べる→この2つを取り入れている）



畜産、豚、牛などの糞の野積みが昔はしてあり、この臭いを消さないと若者は戻らないと考え、そのためにどうするかを考えた結果、土着微生物、米微生物を発酵させ、それを食べさせることにより糞をしても臭いがしない環境を作った。(土着菌)

また、それを肥料として地域で利用することで野菜がよく育つようになるだけでなく、通信販売もして収益に繋げた。千葉県いすみ市では給食の原料は土着菌で作った米(無農薬)を使っている。

古民家を迎賓館に造り変えたり、牛小屋を美術館にするなど再生にも力を入れ、迎賓館の一つに芸術家を募集して住まわせ地域の文化向上にも取り組んだり、コロナ禍ではサテライトオフィスとして、テレワークができる環境を提供した。

様々な活動で得た収益は住民へ還元を行っており、今も住民が自主的に参加しているということで継続できていることが素晴らしいと感じた。

【質疑応答】

① 後継者はいるか？

次の次まで決まっている。やねだん組織は青少年育成部、婦人部・壮年部、文化部、事業部があり、それらを経験し、副館長・会計、監査まで経験し、一緒に活動している者の中から後継者となっていくようにしている。そのため、次々代まで既に決まっている。

② 様々な物づくりをしているが法人化せずにどのようにしているのか？

地縁団体(ボランティアの団体、国税局も認めている)として登録している。

活動には、100人くらい出てきてくれる。無償だが収益を還元する。ボランティアで稼いだものは返していくようにしている。

焼酎は原料のからいもを作って酒造会社に預けて造ってもらい、仕入れて売る形を取っており、1円も投資はしない。ネット通販の凄いところ。

また、土着菌堆肥を使った自然薯を作っており、それを「明石家のかるかん」を作るにあたり、よこはや屋という業者を入れて、そこが仕入れる形にする。

地域エリアで育ててブランド化する。地元優先にしないといけないと考える。現場主義発想で。

【所 感】

1歳単位の人口分布図を作成し、この柳谷町内会が人口減少せずに持続させるために、何をしなければいけないかを30年ほど前から先を見据えて取り組まれている方がいることが素晴らしいと感じました。

『地域活動に補欠はいないという考え方で1人で頑張らず、誰でも参加できるよう、それぞれの才能を引き出せばいい。』という言葉は印象的で、1人では出来ないことも仲間を増やしながらか、達成してこられているというのが分かるとともに、これまでの努力は並大抵ではなく、これだけリーダーシップを発揮できる方がいたからこそ、今の柳谷町内会があると考え、何よりも人が大切であると思いました。

豊重館長が、「いま何の課題があるか？」常にアンテナを張ってしっかりと考え、早急に対応できているのは、地域を思う熱い思いがあるからでしょう。

住民のために、日常からお金を掛けずに健康を維持するという事を考え、ウォーキングロードや運動遊園を整備されたり、子ども達も利用できることから世代を超えた交流が出来るようになっており、老若男女が集う事で住民同士の絆づくりと健康増進に繋がっていて、本市でもこの取り組みは出来るのではないかと感じた。

つい目先のことを考えがちになってしまうが、先を見据えることが如何に大切であるかを改めて勉強させていただいた。

思いを現実にしていくには相当なエネルギーとアイデアが必要であると感じるが、後継者も次々代まで決まっているという事で、今回は雨の中での視察となり、時間にも余裕がなかったことから一部しか見ることが出来なかったのも、古民家の再生や「やねだん故郷創生塾」で受講する内容や1,000人以上の受講生が地域に帰ってどのような形で活かしているのかも知りたいと思った。

視察報告書

創生加古川 藤原 みつえ

年月日：令和5年6月1日

視察先：鹿児島県鹿屋市串良町上小原 柳谷自治公民館「やねだん」

視察の目的：補助金漬けでは集落の力を削ぐだけだという考えのもと、幼児から高齢者まで出番を引き出し地域活動に参加してもらうための土台作りから始め、この村で収益を上げるために休遊地活用で独自に「からいも」を育て、それを活用して焼酎を作ったり、唐辛子を育てて販売。さらにサテライトオフィスや住居、宿泊施設なども運営している「やねだん」から以下3つの質問を中心に実際のまちづくりを視察し、本市に参考できることを持ち帰るために、「やねだん」館長より学びを受けることとする。

- ① 行政に頼らないまちづくりをどのように地域に浸透させていったのか。
- ② 独自の収益の使い方は。
- ③ 現館長の後継者育成について、ほか。

地域の課題は何だったのか。

1. 公民館運営は年度後半に会計係が運営費を立て替えていた。
2. 生産活動はゼロ、減反政策で水田の42%は休耕。畜産が盛んで悪臭やハエに悩まされていた。
3. 集落の人口は年々減少し、若者は高校卒業後、進学や就職で外に出ていき、高齢化率は3割超、空き家も増加していた。

→「やねだん」取り組み→【地域を巻き込み、課題解決、魅力づくり】

① 住民自治。

—自分たちにできることは何か。集落でできることは集落です—

*放置されていた畑(休耕地)にカライモ(さつまいも)を栽培する。人手不足であったが、館長の教え子たちに働きかけ一緒にさつまいもを植える。不器用な子どもたちを高齢者が見かねて手伝い始めた。7年後、焼酎「やねだん」開発する。ほか、手打ちそば食堂開業、唐辛子を活用したやねだんブランド品、未来館建設、わくわく運動遊園建設等。

*集落の人たちが心ひとつになる必要がある。そこで高校生のメッセージ放送を開始。母の日、父の日、敬老の日代わりにメッセージを放送する。高校生が読み上げる家族への手紙は好評であった。ある重鎮の高齢者は、やねだん活動に消極的であった。息子とは15年間音信不通だったが、館長はその息子を探し出し父親宛に手紙を書いてもらい高校生にメッセージ放送をしてもらった。ある重鎮の高齢者は「俺を泣かせたのはお前だけだ、お前には負

町民に渡されるというユーモアの発想など、みんなで楽しんで取り組むことが重要であることを学んだ。現代社会には人と人の距離を取ることを推奨するようなコロナ感染対策（面会謝絶、外出自粛、マスク着用など）を３年以上続けてきた弊害をいち早く平時に戻す必要を感じた。やはりまちづくりはなんといってもリアルな人と人との関係が土台にある。昔ながらの助け合い、支えあいの街づくりが、加古川市においても取り組み続け、更に発展することを願う。

講師：元・廿日市市副市長 川本達志氏

於：サンプラザ天文館（鹿児島県鹿児島市）

1 期目議員のための議員活動新人研修 1

・各自治体の事業は、行政評価、事務事業評価というような形でホームページにUPされている事が多いので、しっかり見る方が良い。

セミナーで多い質問の共有

Q：先輩議員から色々教えてもらいましたが、なんか違う。

→A：嘘かどうか判断できない。最初に違う情報が入ると取れにくい。

Q：職員は議員の存在をどのように考えているか？

→A：リスペクトはしている。自分の仕事の邪魔だけはされたくない。正当なことを言っても、仕事に支障が出ることは嫌がる。職員は庁の仕事をするために雇われている。議員は法律上の存在。憲法上の権威をもって議員をしている。市職員と並行の立場ではない

Q：職員と仲良くなるにはどうすればよいのか？

→A：係長と仲良くなる。自分の興味のあること、制度の仕組みの話を教えてもらう。職員と討論しても負けないようにならないといけない。

Q：人事や給与のことは議会から言うなどと言われるがなぜか？

→A：人事権は口を出せないが組織、職員数などは口が出せる。条例は議会が決めているので口を出さないといけない。

Q：一般質問しても執行部にはぐらかされる。どうすれば良いのか？

→A：市民の代表は議会。議員は構成員に過ぎない。直接、何かさせることは出来ないし、1回くらしいの一般質問では無理。

Q：良い質問とは何か？役所の人が唸る質問はどうすればいいか？

→A：良い質問とは成果を出すこと。。例えば関心がなかったことに関心を持たせることや、見えなかった問題が見えるようにする。

・財政は構造的に分かっていれば良い。新人議員研修はやったよ程度のものしかされていない所が多い。本来は事務局が2～3時間でも新人議員研修を行うべき。

○ 1期目に絶対にやってほしいこと、注意してほしいこと

(1) 基本的なこと（本来の存在意義を自己認識すること）自分たちの存在はどういうものか。

首長は提案と執行に携わり、議員は対話と討論、そして意思決定に携わる。

↳ 古い議会はこれがないまま意思決定する。

- ・住民から選ばれている議員として、恥ずかしくない発言と行動を（パワハラ、セクハラをしない）
- ・住民の幸せを実現するために行政も議会もある。ここから、おれない！これを実現するために議会改革していく。
- ・議会は行政の外にいるのではない。行政側にいる人である。意思決定をしているため行政を担って

いると自覚しないといけない。責任を持たなくてはいけない。

- ・行政をしようと思うと常識では語れない → 勉強しなくてはいけない。プロにならなくてはいけない。なったからには勉強する。議会条例をしっかりと理解しておく。
- ・議会がなければ議員は力を発揮できる場がない。年4回の招集はその時しか発揮できないということ。
- ・執行部がどのように意思決定しているか理解しておく方が活動しやすい。正確に知っておく。知らないで議員活動の時に誤ってしまう。
- ・議員活動をするには武器をもつこと。知識と情報と仲間。これが一番重要であるから、1期目はまず4年かけて学ぶこと。

(2) まず学ぼう

役所の仕組み(色々な制度があるので、これについてどうかを学ぶ)や、議会の権限、議員の権能を知ろう。

- ・議員として役所の意思決定に影響を及ぼそうとするのはある種のゲーム。ゲームは、「ルール」が分からなければ参加できない。役所の仕組みや、議会の権限、議員の権能は、ゲームに参加するための基本ルール。
- ・職員はより良い制度を作ろうというものはなく、決められたことをしっかり進めることが仕事。変えていくのは議員。そのために議員は問題意識を持たなくてはいけない。

(3) 地方議員として最低限必要な基礎知識(ルール)

- ・地方自治の本旨、
- ・地方公共団体の事務、
- ・地方議会→議会権限、本会議、委員会、活動範囲、報酬、政務活動費、議員、委員会の議案提出権・修正動議権、解散、議員の身分、議会事務局
- ・執行機関→多元主義と一体性、長の多選制限の動き、長の権限、長の内部組織編成権、長の補助機関、長と議会との関係、委員会及び委員
- ・住民の権利義務→選挙権、直接請求、住民監査請求・住民訴訟、住民参加、公の施設利用権、義務
- ・地方財政制度→地方税制度、地方交付税制度、地方譲与税、地方債制度、国庫補助負担金、財政健全化
- ・予算編成→手順、歳入、歳出、決算
- ・職員→地方公務員制度、労働者としての職員、首長と議会との関係

◇すぐには無理なので項目だけでも知っておくと良い。これはどういう事だろうと思うことがあれば、その時はしっかりと勉強する。

◇執行機関のことは触れることがないが知っておいてほしい。

◇提案するプロセスは知っておくべき(特に予算提案について)。予算は9月頃から取りかかっている。財政部が予算を作るので各部、各課が予算請求を出してくる。予算に収めたものを市長に説明するのが12月頃。1月頃に素案完成。

◇行政評価は作っているはず。昨年はこうだったから、どのようなやり方で次は成果が出るか考える。

◇予算書を見て分かるなら魔法使い → 何するんですか？と思って当然。分からないように作っている。予算委員会で質問が出るとダメ。先にしっかり説明しておくべき。

川西市は決算資料も一緒に出している。事業成果がわかるかどうか？が重要

◇財政は言葉がわからない。しかし、これが分からないと何も分からない。

(4) 学習方法

基礎知識は、本来は、各自治体の議会が初任議員研修を充実させて習得できるようにすべき。

◇廿日市市は4時間かけて新人議員に勉強会をする。(議会が開催)

◇セミナーは色々開催されているので、ある以上はしっかり利用すべき。大学教授の場合、学問的な話をする。現場を経験している人の内容の方が議員は分かりやすい。

◇地方議員活動のフィールドは様々なルールで成り立っている。

⇒地方自治制度、地方議会制度、地方財政制度、地方公営企業制度、地方公務員制度等
そのフィールド上で、課題を解決していくのが議員の役割。

◇今の地域に何も問題がなければ何もしなくていい。しかし必ずある。地域社会のあるべき姿にギャップがあるなら、いまある制度をしっかり知っておかないといけない。

→(例)就学援助制度…本当に教育を受けられる制度か？収入の問題か？教育現場の問題か？

◇まず、全く新しいものというのではない。という事は何かしらの制度がある。だから、そこに何の問題があって、それで足りないのかを知るべき。それが学習。

(5) 既存の制度等の内容は、係長に聞こう

(メリット)

役所内で、最も制度に精通しているのは担当係長なので、学習相手としては最適。

係長に聞くと、必ず課長に報告が入るので政策議論しやすい。

(留意点)

最も忙しいポジションなので、頻繁に聞きにいかないこと。

(6) 先輩議員に教えてもらうこと

1. 職員からみた議員の見える方

- ・長老タイプ、付和雷同タイプ、インテリ批判タイプ、市民派タイプ、政党人タイプ、民間経営者タイプ、合理的思考タイプ、こういうふうに見られている。
- ・民間は自分の思うテーマで人を集めて進めていけるが、行政は「住民福祉の増進」というテーマがあって、それによって進めていくので民間が出来て行政が出来ないのは何故かと言われるとちょっと違うと思う。

(1) 議会には権威がある

議員活動の根拠は、議員によって構成される議会が、予算・条例等を議決する権限(役所の活動の決定する権限)を持つ代表機関であることにある。

◇この代表機関としての権限を行使するために、議員は様々な活動をしている。住民の意見を聴き、問題ある現状について調査し、執行部に対して質問・質疑をし、最適な解決方法を考えて提案する。

だから、これらの活動はどれも地方自治のために不可欠であり、正当な議員活動（特に質問・質疑・調査）に対して、執行部がいい加減な対応をすることは、議会の代表機関としての権威を貶める行為として許されない。議会軽視は見過ごすことはできない。

(2) 役所内に人脈をつくろう

本会議のあとに、何故あのような答弁になったかということも、ざっくばらんに聞くことも大事。出来れば政策的にも課長・部長としっかりコミュニケーションをとる。

○基礎知識としての財政のポイント

予算編成の原則（原則というのは大事。必ずこれに帰る）

- ・会年度独立の原則
- ・総計予算主義・事前議決の原則（全て入れなければならない。隠しておくことはしてはいけない）

◇上記の原則から、予算編成は該当年度の歳入の総額を見込み、すべての歳出を決定し、議会に提案することになる。＝入りを計りて出づるを制する。→歳入を計って歳出でコントロールする
（お金がある事が前提）

✓予算とは何か？

「財源」（歳入）と「事業計画」（歳出）

「財政計画」

「規範」

◇大体、何にしても5年間などのスパンで考えて計画を立てているはず。それを話したうえで次年度予算はこういうふうに使いたいと提案すべき。

廿日市市は12月の議員協議会で今後、何年間の事業計画を説明して2月に予算を提案する。

◇項、目、節まで聞いて予算審議するのが当然である。

✓議員が最低限知っておくべき予算のルール

予算議決は「予算書」＝「款・項」まで

「目・節」は説明資料 ＝ 「歳入歳出事項別明細書」

歳入は「性質別」、歳出は「目的別」で分類

✓「予算がない」とは一般財源がないということ。一般財源と特定財源

事務事業の財源のパターンは4つだけ

ハード（道路、学校、庁舎など）事業の財源構成

①補助事業 ②単独事業

ソフト（人件費、扶助費、公債費、物件費等）

③補助事業 ④単独事業

ハードとソフトの違いは地方債を入れるかどうかだけ。将来も使うから元利償金としてもらう。

1 期目議員のための議員活動新人研修 2

○相手を知る

(1) 役所の体質

日本国憲法 94 条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

①公共の財産を管理し、事務を処理することができる＝法人格ある団体として活動できるという意味

②権力作用としての行政を執行する権能を行使することができる。

法律の範囲内で条例を制定する権能を認めた。

③国会を「唯一の立法機関」としながらも、地方自治体に自主立法権を認めている。

↳パートナーシップ条例を作るかどうか等

定めるところもあれば、そうでないところもある。

地方自治法 1 条の 2…地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの ↳これが自治体の使命

○「役所」の体質①

無謬主義

その活動に間違いがあってはならない。その政策が失敗したときのことを考えたり議論したりしてはいけないとする考え方。自ら間違いを認めない。

議決しているものであっても、議会が自ら誤りを認め、執行部とともに責任を負い、改善に向けて修正する行動をしなければ、議員の価値はない。

○「役所」の体質②

縦割り組織（たらいまわし）

部の壁、課の壁、しかし分業制は当たり前。

自分の組織の達成を邪魔するようなことがあれば敵対する。

最終的には首長が調整するしかない。気になれば議会から首長に調整を依頼する。

○「役所」の体質③

時間がかかる

決裁がなければ、外部に対して意思表示できないため、相応の時間はかかる。

→ 民は 1 分 1 秒を惜しんでするので早い、行政にはそれがない。

○議員の仕事は何か

議員は、行政の「課題」を見つけることが最大の仕事。

「粗さがし」ではない。

行政では「課題」を解決するために「制度」「事務事業」を改善・制定・創設し適用する。

→ 議員は、達成していない分野を見つけて、あるべき姿を提示することで、どうすれば解消することが出来るか。最も大きいのは条例を提案すること。

まずは、「課題」を設定提示することが、議員の最大の仕事であるともいえる。

◇会津若松市議会では、課題設定を機関として行っている。

議会の意思決定の仕組みを作ることを形にしないといけない

→議会が組織として行っている。システムの行っている。システムをカッコリ作らないと出来ない。

住民との意見交換会をする（あくまでも住民の課題を聞く）

→答えられるものは議員が答える

課題があるものは持ち帰る → 課題設定したら、それがどうか討論

政策討論会の中で首長への提案、条例提案という形にするものは進めていく。

○予算のスケジュールと役所の政策決定の仕組み

6月…決算作業開始

9月…決算資料調製、補正予算(事業系=公共施設など)9月補正、予算重点項目洗出し

決算委員会(9月末から10月初め)…議会による決算審査・認定、予算編成方針

11～1月…予算要求と査定作業、補正予算(人件費)12月補正

3月…市長の施政方針、議会による予算審査、補正予算(決算見込み)3月補正

・決算と予算の連動性を考えると決算は遅くても10月初めには決算認定を行わなくてはならない。

○議会と職員ができること、できないこと

地方議員は憲法上の存在。自治体の意思決定を担うという意味でその責任と職務は重大。

職員は、地方自治法上の存在。執行部(首長、委員会)の補助職員、首長等を補佐して、首長等の提案作成補助及び既存制度を適正に執行することが職務。

○「役所を動かす質問の仕方」の必須条件

一般質問とは…(全国市議会議長会 標準市議会会議規則)第62条

議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

→定義ががっちりしているものではない。市として何が出来るだろうかというものであれば、何でも一般質問になる

・定例会中の本会議において、議員が1人の議員として、執行部の政策、施策の在り方の問題点を問い質し、必要な場合は具体的な施策を提案し実行を要請するもの。

※1人の議員として・・・常任委員会の代表としてテーマを定めて討議して、それを質問したいという形を作ってきている議会があるので、1人は変わる事になる。

○一回の議場の一般質問で政策が決まることはない。共有(認識)→共感→課題取組

首長がそうだと思っても一度は持ち帰る → 最低でも確認作業はする。

質問・答弁・調整のストーリーを考える(これを意識づけする)

○議員活動で小さな結果を出していこう

- ・首長と議会が対等でなければならない。
- ・小さなことでも変えることは大変なこと。大きな石も少しずつ揺らぎを与えられたら動かすことができる。正当な議員活動で、小さな結果を着実に出していこう。
- ・首長は、大きなしごらみに囚われている。議会が多様な意志と価値観をもつ代表機関として機能しなければ、地方はいつまでも住民本位の政治をすることが出来ないと知るべき。
- ・今回の統一地方選挙でずいぶん変わった。足立区は女性が半数。芦屋市は20代市長など。世代交代もしていかななくてはいけないし、その時に変えていかないと変わらない。

○一般質問と政策実現の関係

- ・一般質問だけが政策実現のルートではないが…いかに契機とするか。
→ いかに知らせめるか。こういう問題があるということ。
- ・一度の一般質問のみによって政策を実現できるということはない…いかに少しずつでも動かすか。
- ・一般質問で役所が動かない場合でも…市民への情報提供の大きな手段であり市民の意思醸成に力を発揮すること。

○政策提案型質問の構造…政策立案プロセス

- ・現状認識・・・共有

- ・課題認識・・・共感

- ・ 仮説

- ・検証

- ## · 提案

↓

理解

行動

- ・期待される成果

人間が動くのは2種類

- ・気付いて動く

- ・脅かして動く

○成果を出す一般質問のための準備

現状調査 → 課題の抽出 → 仮説の設定 → 検証による修正 → 質問のリハーサル

- ・今ある制度を理解すれば、自然とできていくこと。
- ・大学の先生などにメールして教えてもらうのもいい。
- ・先進的なところがしているから、しようではなく、うちですていくと良いと思うので、このようなところでもして、このようにしていくと良いのではないかと提案の仕方とする。

○現状認識と課題認識の重要性

現状認識・・・問題をはらんだ「事実(現状認識)」がある。「事実(現状認識)」の共有が執行部との間でできなければ、解決に向けて進まない。

課題認識・・・「事実(現状認識)」を前提として、どのような課題があるのかを探り、課題を抽出する。

この際、視点、価値観の違いによって課題としての捉え方（どうすべきか）が違ってくる。この違いを乗り越えて課題意識への共感があって初めて役所は動く。

○現状も課題認識もすっ飛ばして、提案しても共感は得られない。

他団体の受け売りは提案にならない。

主体的に考える。他団体の事例は検証に使う

例えば、20 年前にパートナーシップのことを言っても議場には上がらない。

(所感)

今回の研修は、受講者が6名(4市から)という少人数であった。そのことから、質問もどんどんしてもらって良いですよと言っていたが、【加古川市令和3年決算状況】を使用して見方についても教えてもらえ、マンツーマンに近い講義を受けることができたので、とても分かりやすく学ぶ機会を得ることが出来ました。

1期目の議員は、やはり4年間を使ってしっかり勉強することが大事で、私自身、特に専門的なことに長けているものがないので、地道に勉強していかなければいけないと感じました。

講師が大学教授の研修は学問的な内容が中心であると言われていましたが、確かに教授のような方の講義より現場を経験されている方の講義は何を聞きたいかも理解した上で話をしていただいていたので、今回は短い時間での研修だったので、機会があれば今回の講師の研修は受講してさらに理解を深めたいと思いました。

市町村議会議員研修 報告書

氏 名	藤原みつえ
研修先	サンプラザ天文館（鹿児島県鹿児島市）
年 月 日	令和5年6月2日
テ ー マ	1期目議員のための議員活動新人研修
研修内容	
講師 元・廿日市市副市長 川本達志氏 【講義項目】と【学び】 10:00～12:30 セミナーで多い質問の共有 * 憲法上の権威をもって議員をしている。市職員と並行の立場ではない * 市民の代表は議会。議員は構成員に過ぎない。 * 良い質問とは…成果を出す質問。例えば関心がなかったことに関心を持たせることや、問題が可視化できなかったことが可視化できると成果である。 1. 1期目に絶対にやってほしいこと、注意してほしいこと (1) 基本的なこと（本来存在意義を自己認識すること） 首長は提案と執行に携わり、議員は対話と討論、そして意思決定に携わる。 システム（仕組み）をつくる。モデルは会津若松。 地方自治法第1条の2 地方共同体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 議員は、討議と意思決定を役割とする代表機関（議会）の構成員であり、首長と同様に「住民福祉の増進」という目的を実現するために、議会内で主に調査と意思表明を職務とする公務員である。役所の外の人ではなく、個人事業主ではない。 (2) まず学ぼう 役所の仕組み（制度）や、議会の権限、議員の権能を知ろう。 議員として役所の意思決定に影響を及ぼそうとするのはある種のゲームであり、「ルール」が分からなければ参加できない。役所の仕組みや、議会の権限、議員の権能は、ゲームに参加するための基本ルール。ゲーム上最も役に立つ武器は知識と情報と仲間。	

(1) 議会には権威がある

議員活動の根拠は、議員によって構成される議会が、予算・条例等を議決する権限（役所の活動を決定する権限）を持つ代表機関であることにある。

この権限を行使するために、議員は様々な活動をしている。住民の意見を聴き、問題ある現状について調査し、執行部に対して質問・質疑をし、最適な解決方法を考えて提案する。だから、これらの活動はどれも地方自治のために不可欠であり、正当な議員活動（特に質問・質疑・調査）に対して、執行部がいい加減な対応をすることは、議会の代表機関としての権威を貶める行為として許されない。議会軽視は見過ごすことはできない。

(2) 役所内に人脈をつくろう

本会議だけで終わらせない。本会議のあとになぜあの答弁だったのかを聞くこと

3. 基礎知識としての財政のポイント

予算編成の原則

- ・会計年度独立の原則
- ・総計予算主義・事前議決の原則

*上記の原則から、予算編成は該当年度の歳入の総額を見込み、すべての歳出を決定し、議会に提案することになる。＝入りを計りて出づるを制する。

予算とは何か？

「財源」（歳入）と「事業計画」（歳出）

「財政計画」

「規範」

*議員が最低限知っておくべき予算のルール

予算議決は「予算書」＝「款・項」まで

第 97 条第 2 項（予算への関与）と第 115 条の 3（議案の修正）

予算の増額補正について

予算審議とは

予算審議の視点

「予算がない」とは一般財源がないということ。一般財源と特定財源

13 : 30 ~ 16 : 00

1. 相手を知る

(1) 役所の体質

日本国憲法 94 条

①公共の財産を管理し、事務を処理することができる＝法人格ある団体として活動できるという意

②権力作用としての行政を執行する権能を行使することができる。

3. 「役所を動かす質問の仕方」の必須条件

一般質問とは…(全国市議会議長会 標準市議会会議規則)第 62 条

議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

- ・ 定例会中の本会議において、議員が 1 人の議員として、執行部の政策、施策の在り方の問題点を問い質し、必要な場合は具体的な施策を提案し実行を要請するもの。仕事量を増やさないために、新たな政策の提案を嫌がり、責任追及を避けるために課題を指摘される質問を嫌がるのが普通の職員。議会答弁を、執行部の政策提案にできるだけ影響なく終わらせることが、幹部職員の高い評価につながる。
- ・ 一回の議場の一般質問で政策が決まることはない。共有(認識)→共感→課題取組

議員活動で小さな結果を出していこう

小さなことでも変えることは大変なこと。大きな石も少しずつ揺らぎを与えられたら動かすことができる。正当な議員活動で、小さな結果を着実に出していこう。

首長は、大きなしがらみに囚われている。議会が多様な意思と価値観をもつ代表機関として機能しなければ、地方はいつまでも住民本位の政治をすることが出来ないと知るべき。

一般質問と政策実現の関係

- ・ 一般質問だけが政策実現のルートではないが…いかに契機とするか。
- ・ 一度の一般質問のみによって政策を実現できるということはない…いかに少しずつでも動かすか。
- ・ 一般質問で役所が動かない場合でも…市民への情報提供の大きな手段であり市民の意思醸成に力を発揮すること。

政策提案型質問の構造…政策立案プロセス

- ① 現状認識 ② 課題認識 ③ 仮説 ④ 検証 ⑤ 提案 ⑥ 期待される成果
共有→共感→理解→行動

成果を出す一般質問のための準備

現状調査→課題の抽出→仮説の設定→検証による修正→質問のリハーサル

気づき

今回は受講者が 6 人という少人数であったため、マンツーマンに近い講義を受けることができ、わかりやすく学ぶことが出来た。特に議会・議長・議員・議会事務局・行政とは？や一般質問、予算について等、新人ならではの質問ができ有意義であった。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			19
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料購入費	金 額	24,204円
内 容	日本教育新聞購読料（令和5年4月～令和6年3月分）		
支 払 先	（株）日本教育新聞社	支払年月日	令和5年6月9日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）	
この受領証は、大切に保管してください。	口座番号 
	加入者名 日 本 教 育 新 聞 社
	金 額 千 百 十 万 千 百 十 円 2 4 2 0 4
	振込先 銀行 支店 おなまえ 
	ご依頼人 加古川市議会 創生加古川
料 金 (消費税込み) 円	日 附 印 
備 考	
(ゆうちょ銀行)	

請求書

2023 年 6 月 5 日

加古川市議会 創生加古川

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小橋 幹

東京都港区白土 6-7-10

電話 03 (3) 286-7008

《お支払い先》

・振替払込 00150 - 8 - 196500
・銀行振込 銀行 支店

・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	24,204 円	読者コード		請求書番号	0004613258
-------	----------	-------	--	-------	------------

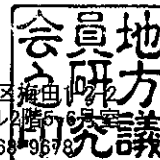
(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				24,204 円	2023/04-2024/03
今回入金額				円	
差引繰越額				24,204 円	
今回請求額				円	
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	24,204 円	2023/04-2024/03

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			19
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	研修費	金 額	23,035円
内 容	地方議員研究会 「新人議員研修全国キャラバン 議員活動新人研修」(令和5年6月23日) 参加議員：岩本泰典		
支 払 先	一般社団法人CKセミナー	支払年月日	令和5年6月23日
備 考	(内) 振込手数料 495円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)			





出張調査研修報告書

令和5年 7 月 6 日

市議会議長様

会派名 創生加古川

出張者氏名 岩本 泰典



印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年 6月 23日

視 察 先 地方議員研究会（名駅セミナーオフィス）

視察（調査）事項

新人議員研修全国キャラバン 議員活動新人研修

復命事項（所見及び感想）

別紙のとおり

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 22,540円

精 算 額 22,540円 過 不 足 額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

出張調査届

令和5年6月14日

市議会議長様

会派名 創生加古川

代表者 玉川 英樹



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

岩本 泰典

調査都市名及び調査内容

研修先：地方議員研究会 名駅セミナーオフィス

(愛知県名古屋市中村区名駅2-41-17 0A第二ビル3F)

研修内容：地方議員研究会「新人議員研修全国キャラバン 議員活動新人研修」

出張期間 令和5年6月23日(金)(1日間)

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 円 × 1日分)	円	加古川駅
	鉄 道 賃 (4,840円 × 2)	9,680 円	(JR神戸線)
	急行料金 (3,930円 × 2)	7,860 円	(新幹線)
	航 空 賃 ()	円	名古屋駅
	車 賃 ()	円	(徒歩)
	船 賃 ()	円	研修会場
	出席者負担金 (受講料 5,000円 × 1)	5,000 円	《以上往復》
	そ の 他 ()	円	
	合 計	22,540 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

市町村議会議員研修 報告書

氏 名	創生加古川 岩本泰典
研修先	地方議員研究会（名駅セミナーオフィス）
年 月 日	令和5年6月23日
テ ー マ	新人議員研修全国キャラバン 議員活動新人研修
研修内容	
【講義名 講師名 資料・レジュメ等タイトル】 6/23(月) 10:00～16:30 地方議会研究会「新人議員研修全国キャラバン 議員活動新人研修」 講師 元・廿日市市副市長 川本 達志 氏 ・1期目に絶対に注意してほしいこと ・セミナーで一番多い質問の共有 ・職員からみた議員の見える方 ・先輩議員に教えてもらおうとダメになる例 ・基礎知識としての財政のポイント ・相手を知り自分を知る～役所の仕組みと予算のスケジュール～ ・議会と議員が出来ること出来ないこと ・質疑や質問の組み立て方 ・先進事例を自分の街で質問することの問題点 ・過去5,000人が聞いた役所を動かす質問の仕方の必須要件 【所感】 ・議員の基本的姿勢について 議員活動の根拠は議員によって構成される議会が、予算・条例等を（役所の活動の決定する権限）を持つ代表機関であることにある。正当な議員活動をするためには、住民福祉の増進（より住民が幸せな生活を営める）のため常に学習すること、行政に関する新しい情報を得て理解することが最低限必要である。係長級の職員と特にコミュニケーションをとることにより、実務レベルでの制度の理解が深まりやすい。合理的思考（行政制度を学習し、自分のテーマに関しては突き詰めて質問する。不合理な態度な答弁は本気で怒るが筋が通っているため、職員から嫌われることがない。一目おかれる。）により議員として発言できるように精進してまいりたい。	

議員は行政の課題を見つけることが最大の仕事である。粗さがし（ことさらに欠点や過失を探し出しあげつらうこと）ではない。課題とは、事実と理想（あるべき姿）のギャップ（問題）を見出し、あるべき姿にするためにはどうするかを設定することである。行政では、課題を解決するために、制度・事務事業を改善・制定・創設し適用する。議員はこの制度・事務事業について、課題を明示し、あるべき制度・事業に改善し、既存の制度・事業がなければ新たに制定・創設するために活動する。だから、まずは課題を設定提示することが、議員の最大の仕事であるといえる。

・財政の基本的事項について

予算編成の原則として、会計年度独立の原則、総計予算主義・事前議決の原則がある。議会は予算について議決権を持つとともに、地方自治法97条2項（予算への関与）において、議会は予算について増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。とあることに留意しなければならない。一般に「予算がない」とは一般財源がないということ。使途が特定されず自由に使うことのできる一般財源の確保、配分の適正化に着目した指摘が議員として求められる。

・一般質問について

いい質問とは、住民全体の福祉の増進に関して成果を出すことである。成果を出す一般質問のための準備として、特に重要なのは現場調査である。住民との対話や客観的事実の調査と提示について、議員としての力を発揮しなければならない。現状認識も課題認識もすっ飛ばして、提案しても共感を得られることはなく、他団体の事例をそのまま自分の自治体に提案するだけでは成果を出すのは厳しい。また、一回の議場の質問で政策が決まることはない。成果を出すために、質問・答弁が成果につながるイメージを持ち、①質問・答弁・調整のストーリーを考える、②質問は成果を出すための推進力という位置づけ、③質問テーマ（課題）は実現するまで続けることが基本、④執行部との議場外での調整が重要、以上4項目を意識し、質問から成果につながるまでのプロセスを踏んでいく必要がある。

・全体について

新人議員としての基礎的な研修で学びが多く、また、議員として約1年経過したタイミングの再確認としても意義あるものであった。成果をあげるために大切なのは、現状・課題を理解し、行政執行部の仕組みを理解し、そして何より粘り強く発言・行動することに尽きると感じた。学んだことを活かし、議員活動に邁進していきたい。

以上

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			20
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料作成費	金 額	4,405円
内 容	コピー機使用料 令和5年 5月分		
支 払 先	キャノンマーケティングジャパン (株)	支払年月日	令和5年6月23日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

創生加古川 代表 玉川 英樹 御中

2023年05月26日

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

キヤノンマーケティングジャパン株式会社



お客様番号 :
請求書No. : 74048215
締日 : 2023年05月分
ご請求額（税込） : ¥4,405-

お支払方法 : ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日 : 2023年06月23日
お引落口座 : 信用金庫 支店

契約書N	設置先名	加古川市議会	創生加古川	請求期間	2023/04/25~2023/05/25	伝票No.	KE000124953474
製品名	IR-ADV5535F	シリアルNo.	XUV12331	今回値	前回値	控除数	ご使用数
1	カラーコピー			11,205	11,128	0	77
2	カラープリント			57,449	57,230	2	217
3	ブラック			110,837	109,758	10	1,069
品名	カウンター保守料金						
1	カラーコピー					1 ~	77
2	カラープリント					1 ~	217
3	ブラック					1 ~	1,069
							数量・月数
							単価
							金額
							770
							1,953
							1,282
							(ミニマム 1,000カット/月含む)

＜各種サービス料金合計＞ 料金合計（税抜） 4,005
(10%対象) 4,005
消費税等 400
ご請求額合計 4,405

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / レ...一部ご入金済

Canon

領収証

発行日 : 2023年06月28日
領収証No. : 230600256407

創生加古川 代表 玉川 英樹 御中

¥4,405-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2023年06月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号	
				24	
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度		
項 目	備品消耗品費	金 額	14,256円		
内 容	コピー機リース料 令和5年 6月分				
支 払 先	新生コベルコリース（株）	支払年月日	令和5年6月27日		
備 考					
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）					

お支払い予定表

1/2 頁
2022年9月21日

675-0031

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

創生加古川 玉川 英樹

御中

675-0131

兵庫県加古川市加古川町新野辺畑下1525番2号

(加古川市)

新生コベルコ株式会社

079-437-9536

契約番号		リース料	792,000円
契約日	2018年11月21日	消費税	63,360円
契約期間	60ヶ月	支払回数	60
支払日/	2018年11月30日	～	2023年10月27日
金融機関名	*****		
口座情報	*****	口座番号	*****
		口座名義人	リセカワリ材ノサカイ
物件名	キヤノン iR-ADV C5535FII		

回次	お支払日	お支払方法	お支払額	リース料	消費税
1	2018年11月30日	振込	14,256	13,200	1,056
2	2018年12月31日	振込	14,256	13,200	1,056
3	2019年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
4	2019年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
5	2019年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
6	2019年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
7	2019年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
8	2019年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
9	2019年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
10	2019年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
11	2019年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
12	2019年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
13	2019年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
14	2019年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
15	2020年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
16	2020年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
17	2020年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
18	2020年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
19	2020年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
20	2020年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
21	2020年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
22	2020年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
23	2020年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
24	2020年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
25	2020年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
26	2020年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
27	2021年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
28	2021年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
29	2021年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
30	2021年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
31	2021年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
32	2021年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
33	2021年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
34	2021年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
35	2021年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
36	2021年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056

お支払い予定表

2/2 頁
2022年9月21日

回次	お支払日	お支払方法	お支払額	リース料	消費税
37	2021年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
38	2021年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
39	2022年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
40	2022年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
41	2022年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
42	2022年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
43	2022年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
44	2022年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
45	2022年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
46	2022年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
47	2022年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
48	2022年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
49	2022年11月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
50	2022年12月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
51	2023年1月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
52	2023年2月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
53	2023年3月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
54	2023年4月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
55	2023年5月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
56	2023年6月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
57	2023年7月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
58	2023年8月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
59	2023年9月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056
60	2023年10月27日	口座振替	14,256	13,200	1,056

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			22
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料作成費	金 額	17,404円
内 容	パフォーマンスチャージ料 令和5年5月分使用料		
支 払 先	株式会社 六甲商会	支払年月日	令和5年6月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

No. 204833

2023 年 6 月 27 日

お得意先コード

創生加古川

様

下記金額正に領収いたしました。

金額

¥17,404 *

※集金担当者印のないもの、金額の訂正のものは無効です。

印 紙
50,000 円未満
印紙不要

但し

6/27 引落し分

コード	種 類	金 額
31	現 金	
32	小切手	
33	振 込	17,404
34	手 形	
35	相 殺	
36	その他	
37		
合 計		17,404

手 形 内 訳 (金 額) 通 (期日)

¥		
¥		
¥		
¥		
¥		
¥		



株式会社 六甲商会

675-0038

〒 加古川市加古川町木村82

079-429-2301

集 金 担当者		取 扱 担当者	

〒 675-8501

加古川市加古川町北在家 2000

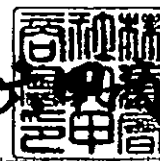
加古川市役所内

創生加古川

御中

請 求 書

株式会社



加古川支店

〒675-0038 加古川市加古川町木村82

Phone:079-429-2301 Fax:079-429-2302

取引銀行

銀行 支店

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

■請求締切日 2023/ 5/31 ■お支払予定日 2023/ 6/27 ■当月お買上高合計 17,404

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額
			税抜御買上額	消費税	
26,482	26,482	0	15,822	1,582	17,404

当月ご請求額
¥ 17,404

「*」は税込/「税」は軽減税率

年 月 日 問合せ番号	商 品 規 格	数 量	単 価	お買上高 消 費 税	お支払高	備 考
2023/ 5/ 9 0000631934	パフォーマンスチャージ料	1	0	15,822		
	IMC4500 231313		(10%)			
	消費税		(10%)	1,582		
	【伝票計】			17,404		
2023/ 5/29 0000207402	自動引落-リコーリース27日				26,482	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		15,822	1,582	17,404		
	税率内訳(10.00%)	15,822	1,582	17,404		
	以下余白					

累計		¥17,404	¥26,482	
----	--	---------	---------	--

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				29
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度	
項 目	備品消耗品費	金 額	30,910円	
内 容	コピー機リース料 令和5年 5月分			
支 払 先	リコーリース株式会社	支払年月日	令和5年6月27日	
備 考				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

創生加古川 御中

発行日 2023 年 07 月 04 日

領収証番号 0000000815

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

リコーリース株式会社
東京都千代田区紀尾井町4-1

領 収 日	2023 年 6 月 27 日
領 収 額	30,910 円

印紙税申告納
付につき越町
税務署承認済

お支払方法	口座振替
振 替 口 座	信用金庫 支店 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 ソウセイカコカワ オオノ キョウヘイ

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消費税等
	23. 6. 1~23. 6. 30	25	28100	2810

続きは裏面をご覧ください。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			24
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	資料購入費	金 額	14, 256円
内 容	月刊ガバナンス（令和5年4月号～令和6年3月号分）		
支 払 先	（株）ぎょうせい	支払年月日	令和5年6月29日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

振込金受領証
（金融機関・コンビニエンスストア等用）
 払込人氏名
 創生加古川
 様
 お問い合わせ番号
 金額 14,256
 内消費税額 1,296
 受取人
 株式会社ぎょうせい
 銀行
 支店
 カギヨセイ
 受領印
 印紙貼付欄
 23.6.29
 366681

ゆうちょ銀行又は郵便局で支払う場合は、この受領印を提出してください。

(お客様控)

請 求 書

創生加古川

様 令和 5 年 6 月 21 日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。(16%)
金額は消費税及び地方消費税が含まれております。(16%)
(0428-0012684)

株式会社ぎょう

代表取締役
社長 成 吉

ご請求額 ¥14,256.-

お得意様No
(請求No)

(306196500)

お支払は令和 5 年 7 月 31 日までにお願いします。

E

品 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊「ガバサンス」 2023年 4月号～2024年 3月号	購 読 料	1	14,256	14,256	

(振 込 先) 銀行 支店
(要打電項目) 306196500

SS 01230017649
(43)

()

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			25
会 派 名	創生加古川	年 度	令和5年度
項 目	備品消耗品費	金 額	10,074円
内 容	文具（ポストイット・封筒・A4用紙）		
支 払 先	(株) フジヤ號	支払年月日	令和5年6月29日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

振込金票兼受領証

ご依頼人
加古川市議会 創生加古川

会計
様

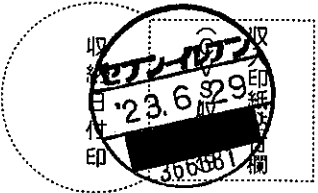
ご請求番号
010002215552

受領金額
10,074円
(内消費税)
915円

手数料
円

受取人
株式会社 フジヤ號

受領印



代行会社 三菱UFJファクター(株)
(CVS取扱・銀行 → お客様控)

請求書

2023年 6月20日発行 ページ 1 / 1
オフィスの「ない」をすぐにお届け！

請求先お客様コード

請求書No

010002215552

〒675-0031
兵庫県加古川市加古川町 北在家2000加古川市議会 創生加古川
会計 御中

010002215552

0001-0002 0001-0001 01 2101 001947 001329# 2

お支払日 2023年 7月末日 お支払方法 銀行振込

振込先銀行: 銀行

振込先支店:

口座番号:

名義: か)フジヤコウ

※尚、振込手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

◇お支払に関しては「たのめーる取扱代理店」にて承ります。

たのめーる取扱代理店

2001151776

株式会社 フジヤ號

本社

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2055

Tel:079-424-2485

担当:たのめーる担当

請求日

2023年 6月20日

課税対象額

9,159円

eco税込購入額

7,301円

今回御請求高

10,074円

(内消費税等)

915)

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。
上記の通りご請求申し上げます。

日付	伝票番号	品名/規格	数量	単価	金額	摘要	税率 eco
***** [消費税区分] [本体金額] [消費税額] 課税 10% 9,159円 915円 *****							
5/23	TM5X072886						
	0195409	ポスト・イットジョーブエコパック 透明スリム見出し44×6mm 9色 業務用パック 1セット(90冊)	1	2928	2928		10.0 *
	4172903	クラフト大型封筒 A4マチ付 120g/m2 テープ付 1パック(50枚)	1	2521	2521		10.0
		■課税対象合計 5,449円 消費税等 10%			544		
6/ 9	TM5X423465						
	3247952	αエコパーパ- タイプTR A4 1箱(2500枚:500枚×5冊)	2	1855	3710		10.0 *
		■課税対象合計 3,710円 消費税等 10%			371		
税 込 合 計					10074		

◆ポイント情報◆ 2023/06/20 06:50 現在の利用可能ポイント

お客様コード:

ポイント:

◆商品についてのお問合せ先◆ たのめーるインフォメーションセンター TEL:0120-313-230までご連絡ください。